

第6期豊中市障害福祉計画・  
第2期豊中市障害児福祉計画



互いを認め支えあい、  
だれもが輝けるまち

令和3年(2021年)2月

**豊中市**

# 『第6期豊中市障害福祉計画・ 第2期豊中市障害児福祉計画』の策定 にあたって

豊中市長 長内 繁樹



本市では、平成30年(2018年)3月に、「互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち」を目標像とする『豊中市第五次障害者長期計画』を策定しました。また、その長期計画の理念を具現化し、福祉サービスの提供体制を確保するための一体的な計画として『第5期豊中市障害福祉計画・第1期豊中市障害児福祉計画』を策定し、地域生活支援拠点における支援の拡充、相談支援体制の充実、児童発達支援センターの設置等を行ってまいりました。

今回の『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』は、後継計画として策定し、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間を計画期間としています。成果目標として「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の7項目を設定し、その実現に向けた取組みを進めてまいります。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、社会は劇的な変化を強いられました。本市においては、人と人との距離をお願いする一方で、心と心のつながりはさらに強く、そして必要な人に必要な支援を届けられるよう、市民、事業者の皆様と一緒に「誰一人取り残さない社会」の実現に取り組んでいるところです。

引き続き、本計画に基づき、障害者や障害児への施策をさらに充実し、人と地域が活きるまちづくりを進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました豊中市障害者施策推進協議会委員及び豊中市障害者自立支援協議会構成機関の皆様をはじめ、市民意識調査や意見公募手続き等に際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

令和3年(2021年)2月

# 目次

<b>第1章 計画の基本方向</b> . . . . .	<b>1</b>
1 計画の策定にあたって . . . . .	1
2 計画の基本的な考え方 . . . . .	7
<b>第2章 障害のある人を取り巻く状況</b> . . . . .	<b>11</b>
1 障害のある人の状況 . . . . .	11
2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況 . . . . .	25
3 市民の意識 . . . . .	36
4 今後の施策推進に向けた課題 . . . . .	51
<b>第3章 成果目標と達成に向けた取組み</b> . . . . .	<b>55</b>
<b>第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策</b> . . . . .	<b>67</b>
1 障害福祉サービス等の見込量 . . . . .	67
2 第2期豊中市障害者グループホーム整備方針 . . . . .	115
<b>第5章 障害児福祉サービスの見込量と確保方策</b> . . . . .	<b>129</b>
1 障害児通所支援等の見込量 . . . . .	129
2 主な子育て支援サービス . . . . .	138
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> . . . . .	<b>139</b>
1 計画の推進体制と進行管理 . . . . .	139
2 計画の推進に関連する事業 . . . . .	141
<b>資料編</b> . . . . .	<b>143</b>
1 策定体制 . . . . .	143
2 計画の策定経過 . . . . .	149



# 計画の基本方向

## ① 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

#### ① 計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉ニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

本市では、「障害者自立支援法」及びその改正を受けた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき『豊中市障害福祉計画』を策定し、3年ごとに改定してきました。平成30年(2018年)3月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行を受けて新たに『豊中市障害児福祉計画』を加えた『第5期豊中市障害福祉計画・第1期豊中市障害児福祉計画』（以下「前計画」という。）を策定し、障害福祉サービス、障害児福祉サービス等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。

このたび、前計画の計画期間が令和2年度(2020年度)をもって終了することから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』（以下「本計画」という。）を策定し、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにしていきます。

## ② 国や大阪府の動向

前計画の策定に前後して、国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

また、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障害の重度化や重複化、「8050問題」に代表される障害のある人本人やその家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化と親なき後の支援、増加が続いている医療的ケア児や発達障害児への支援の充実、難病患者など様々な障害のある人への対応の強化が求められています。

近年の法制度の制定・改正状況を概括すると、次のようになります。

第五次障害者長期計画の 基本目標	国における法令等の制定・改正
一人ひとりが尊重され、 ともに生きる社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行（平成28年(2016年)）</li> <li>●成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成28年(2016年)）</li> </ul>
一人ひとりが輝くための 自立と社会参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達障害者支援法の改正（平成28年(2016年)）</li> <li>●障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（平成30年(2018年)・令和2年(2020年)）</li> <li>●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成30年(2018年)）</li> <li>●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行（令和元年(2019年)）</li> </ul>
支えあい安心して 暮らせる地域生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（平成28年(2016年)）</li> <li>●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正（平成30年(2018年)）</li> <li>●社会福祉法の改正（平成29年(2017年)・令和3年(2021年)）</li> <li>●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（平成31年(2019年)・令和3年(2021年)）</li> </ul>

大阪府においては、令和3年度(2021年度)を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」（第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画の内容を含む）の策定が進められており、障害福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けて各種の取組みが実施される予定です。

## (2) 計画の位置づけと期間

### ① 計画の位置づけ

『第6期豊中市障害福祉計画』は障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、『第2期豊中市障害児福祉計画』は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市では障害児・者の支援において、ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた取組みを一層進めるため、『豊中市障害福祉計画』と『豊中市障害児福祉計画』を一体のものとして策定します。

また、本計画は、国が令和2年(2020年)5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「国の基本指針」という。)、大阪府が令和2年(2020年)10月に示した「第6期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」(以下「大阪府の基本的な考え方」という。)の内容をふまえるとともに、豊中市のまちづくりの基本方針である『豊中市総合計画』、『豊中市地域福祉計画』や『豊中市障害者長期計画』等の上位計画、及び他の関連計画との整合性を図り策定します。

本計画の位置づけを概括すると、次のようになります。

#### 本計画の位置づけ

	第6期豊中市障害福祉計画	第2期豊中市障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
位置づけ	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画
計画期間	令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)	
計画の内容	○令和5年度(2023年度)までの成果目標と活動指標を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携	○令和5年度(2023年度)までの成果目標と活動指標を設定 ・障害児通所支援 ・障害児相談支援  ○障害児支援の提供体制を進めるための整備

# 豊中市総合計画

## 豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針※

### 豊中市地域福祉計画

豊中市  
健康づくり  
計画

豊中市高齢者  
保健福祉計画・  
介護保険事業計画

豊中市第五次  
障害者長期計画  
第5・6期障害福祉計画  
第1・2期障害児福祉計画

豊中市  
子育て・  
子育て  
支援行動  
計画

人権文化、教育、  
都市基盤等の分野別計画、  
マスタープラン、  
ビジョン、基本方針、  
推進指針など

### 第五次障害者長期計画

障害のある人に関わる施策の基本方向  
を分野ごとに明らかにする。

第5・6期障害福祉計画  
第1・2期障害児福祉計画  
(障害者長期計画における生活支援施策に  
ついての実施計画的な位置づけ)

根拠法：障害者基本法  
(第11条)

根拠法：障害者総合支援法  
(第88条)  
児童福祉法  
(第33条の20)

※『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』は計画ではないが、この方針の考えをもとに各分野計画に活かすものであることから、ここへ位置づけている。

## ② 計画の対象

本計画における「障害」とは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）をさすものとし、また、「障害児・者（障害のある人）」とは、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすもので、いわゆる障害者手帳の所持者には限られません（個々のサービスを見た場合には、一定等級以上の障害者手帳の所持を求めるものもあります）。

また、行政施策上の対象としての「難病」は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものと定義づけられています。

本計画では、国の法令の考え方に沿って、難病のある人についても「障害児・者（障害のある人）」に含まれるものにとらえ、市民意識調査結果の個別属性に関する部分や難病のある人に対象を限定した施策・事業などを除いて、「障害のある人」に文中の表現を統一しています。

### \*\*\* 豊中市における「障害」の表記について \*\*\*

豊中市の障害者施策に関わる「障害」の表記については、障害のある人本人、家族などの支援者、関係団体、障害福祉に関わる施設・事業者など、多くの方からご意見をいただくとともに、庁内体制である障害者施策推進本部（現、障害者施策推進連絡会議）、また条例設置の審議会である障害者施策推進協議会において表記のあり方について検討を重ねてきました。

その結果、平成21年(2009年)12月に開催した障害者施策推進協議会において、

1. 「障害」の害に漢字を用いることは、障害のある人が生きにくくなっている社会的なバリア、障害があることを明確にするために必要である。
2. 「ひらがな」にして言葉の印象を変え、問題を見えにくくしている。
3. 障害のある人が社会で生活し、その人も社会も不便さを感じなくなれば「障害」という言葉がなくなる。
4. 大阪府は「障害」の言葉の意味と、障害当事者の意見を聞くなど議論を深めることなく表記をひらがなにした。

との意見があり、豊中市ではこれをふまえ、「障害」の表記については、従前のまま漢字による表記を引き続き用いることとしています。

※社会的障壁：障害のある人が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行のこと。



### ③ 計画期間

本計画は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間の計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総合計画	第4次総合計画					
地域包括ケアシステム推進基本方針	地域包括ケアシステム推進基本方針					
地域福祉計画	第3期	第4期地域福祉計画				
子育て・子育て支援行動計画	子育て・子育て支援行動計画		第2期子育て・子育て支援行動計画			
障害者長期計画	第五次障害者長期計画					
障害福祉計画	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		

## ② 計画の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に向けて示された国の基本指針や大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、本市の障害者施策の基本方向を示す計画である『豊中市第五次障害者長期計画』で掲げている基本理念、施策の基本目標等の実現に向けて、障害福祉サービス等の提供及び提供体制の整備推進に努めていくこととします。

なお、国の基本指針で市町村が取り組むこととして示された内容のうち、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「障害者の社会参加を支える取組」、「障害者等に対する虐待の防止」、「障害を理由とする差別の解消の推進」、「利用者の安全確保に向けた取組」等については、『豊中市第五次障害者長期計画』の推進を通じて取り組んでいくこととします。

めざすべき目標像

**互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち**

施策の基本目標（抜粋）

### 1 一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会

#### (1) 相談支援

障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図り、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていくため、相談支援の質の向上及び相談窓口の周知を図っていきます。

#### (2) 権利擁護

サービス利用をはじめ、障害のある人の意思決定を支援するため、成年後見制度の利用促進等の権利擁護の推進に取り組むとともに、障害者虐待の防止及び虐待通報等に対し適切に対応します。

また、政策決定の場への参画等、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験等を豊中市全体や各地域のまちづくりに最大限活かしていきます。

#### (3) 障害者差別解消の取組・啓発交流

(略) (※施策の概要をP. 142に掲載)

## 2 一人ひとりが輝くための自立と社会参加

### (1) 療育・教育

平成28年(2016年)9月に策定した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」に示す「めざす姿～すべての子どもが、地域社会の一員として自分らしく豊かに生き、子どもと家庭が地域で主体的に社会生活を営む」の実現に向け、「気づく」、「つなぐ」、「支える」の3つの基本姿勢のもと取組を進めます。

地域の学校・こども園・幼稚園・保育所等と支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもとに、障害の状況や特性などに応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあう「ともに学び ともに育つ」保育・療育・教育の推進を図ります。

また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談、指導の実施に努めます。

### (2) 雇用・就労

各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、企業と連携しながら障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援していきます。

また、豊中市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。

これとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関と多様な形態の就労の場の確保に努めるとともに、福祉的就労についての人の工賃向上に努めていきます。

### (3) 生涯学習、文化・スポーツ活動

(略) (※施策の概要をP. 141に掲載)

## 3 支えあい安心して暮らせる地域生活

### (1) 保健・医療

(略)

### (2) 自立した生活の支援

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策、障害福祉サービスの一層の充実、事業所の質の向上に努めていくために、利用者が主体的に障害福祉サービスを選択できる支援を充実していくとともに、福祉サービスの質の向上及び量の確保を図っていきます。

### (3) 生活環境

(略)

### (4) 地域福祉の充実・生活安全対策

(略)

本市においては、持続可能な開発目標SDGs（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っており、全17の目標分野のうち、本計画は「目標1 貧困をなくそう」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標16 平和と公正をすべての人に」、「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の9分野に関わる施策内容を含んでいます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



また、本市では、新型コロナウイルス感染症拡大による危機を変革の契機ととらえ、デジタル技術の活用により新たな価値創造と変革を進め、豊中の【暮らし・サービス】【学び・教育】【仕事・働き方】を変えていく『とよなかデジタル・ガバメント宣言』を令和2年(2020年)8月に発出するとともに、今後3か年の具体的な取組みと到達目標を示す『とよなかデジタル・ガバメント戦略』を9月に取りまとめました。

今後はこの戦略に基づき、オンライン手続きの拡充やワンストップ化、各種相談・会議等のオンライン化、教育・福祉・産業など各分野におけるICTのさらなる活用、多様な市民によるデジタル機器・技術の活用支援など、誰一人取り残されることのない社会を実現する取組みを進めていきます。



# 第2章

## 障害のある人を取り巻く状況

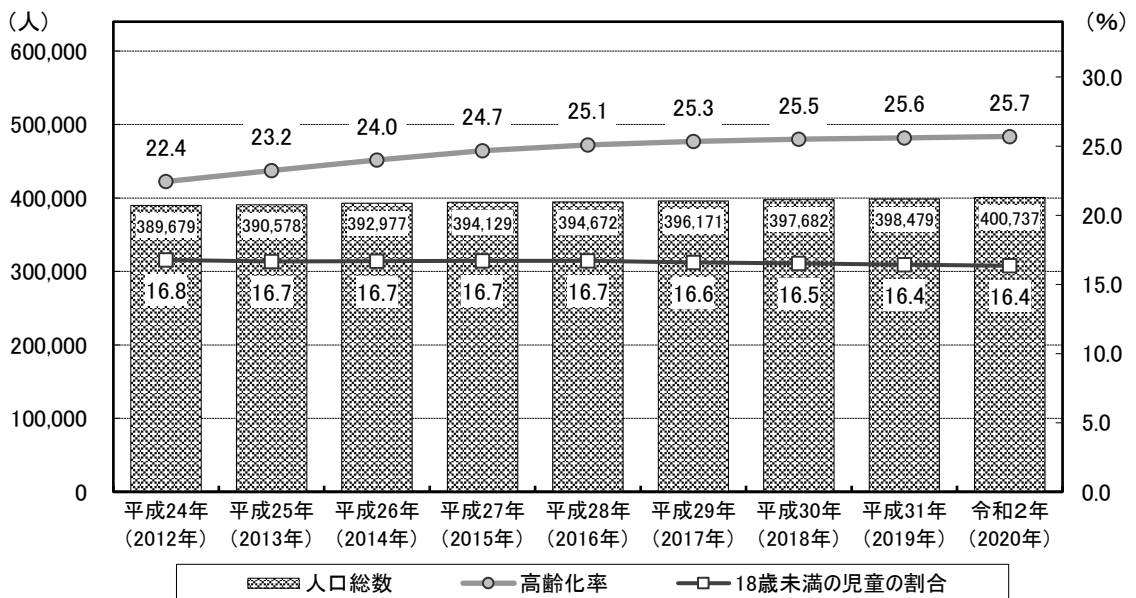
### ① 障害のある人の状況

#### (1) 総人口と高齢化等の状況

豊中市の総人口は、令和2年(2020年)4月現在400,737人(推計人口)で、平成17年(2005年)より少しずつ人口が増加しています。

また、年齢別人口構成については、令和2年(2020年)4月現在、65歳以上の高齢者の割合が25.7%、18歳未満の児童の割合が16.4%(住民基本台帳人口)となっています。

人口総数と年齢別構成の推移



※人口総数は、国勢調査及びそれに基づく各年4月1日現在の推計人口。

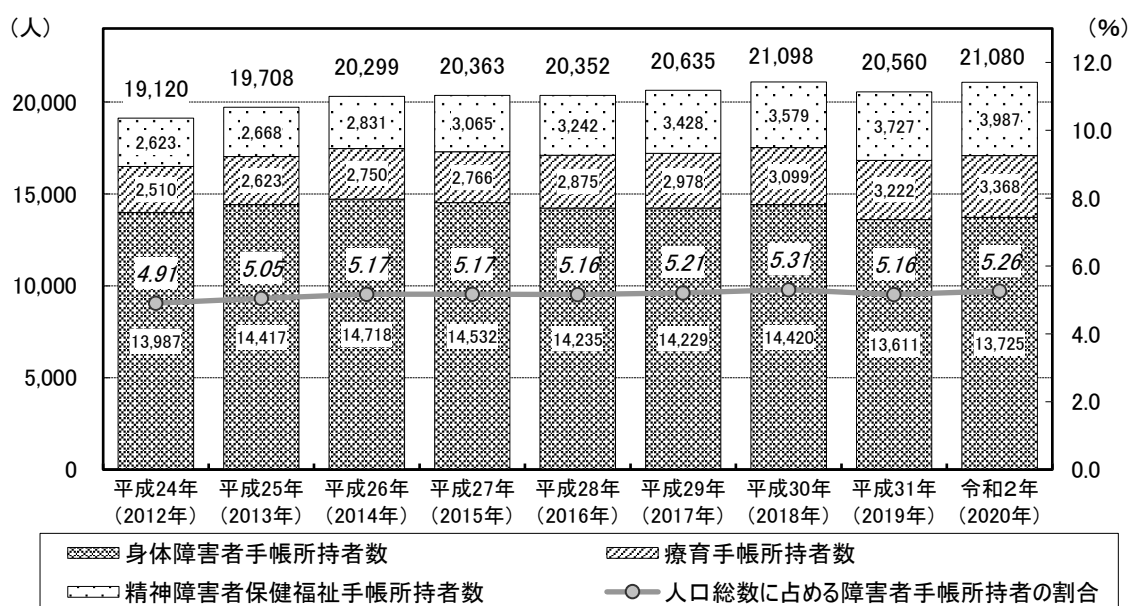
※高齢化率及び18歳未満の児童率は、住民基本台帳登録者数をもとに4月1日現在で算出。

## (2) 障害のある人の状況

### ① 障害のある人の数

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和2年(2020年)3月末現在で21,080人(重複所持者を含む)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.26%となっています。

各障害者手帳所持者数の推移



※各障害者手帳所持者数は、各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

## ア) 身体障害のある人

身体障害者手帳所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で13,725人となっています。障害の種類別にみると、肢体不自由、内部障害の順で多く、内部障害については長期的にみると増加傾向にあります。

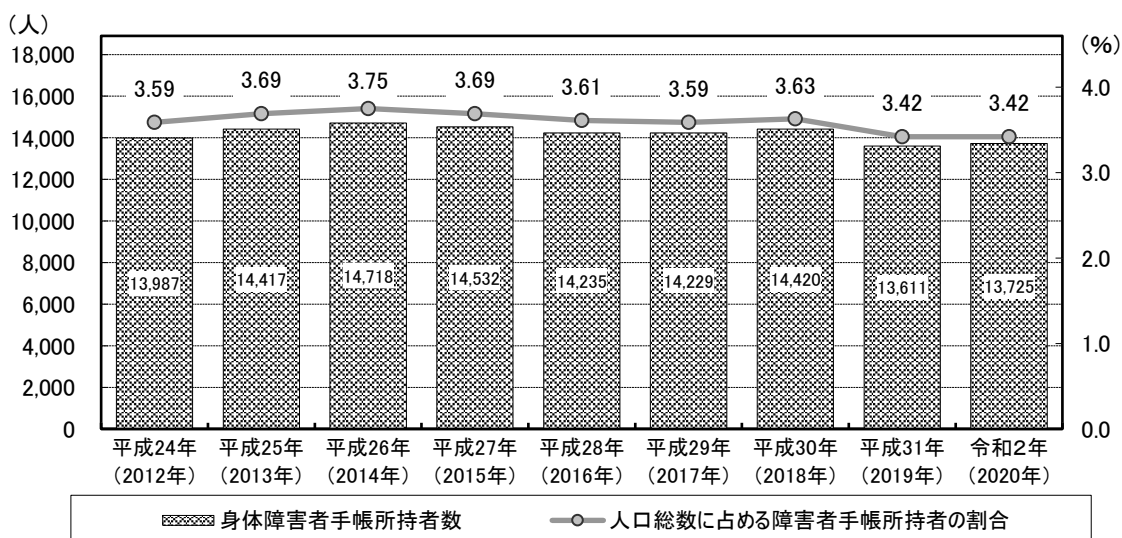
年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.92%にとどまり、65歳以上の人が73.88%となっています。

障害区分別・年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
平成24年(2012年)	13,987	981	1,003	277	7,854	3,872
平成25年(2013年)	14,417	951	1,045	282	8,161	3,978
平成26年(2014年)	14,718	933	1,061	277	8,321	4,126
平成27年(2015年)	14,532	886	1,070	277	8,194	4,105
平成28年(2016年)	14,235	860	1,055	268	7,935	4,117
平成29年(2017年)	14,229	858	1,054	267	7,849	4,201
平成30年(2018年)	14,420	847	1,073	275	7,902	4,323
平成31年(2019年)	13,611	823	1,017	252	7,357	4,162
令和2年(2020年)	13,725	841	1,031	259	7,301	4,293
0～17歳	264	10	22	3	184	45
18～39歳	588	45	49	13	341	140
40～64歳	2,733	160	161	138	1,498	776
65歳以上	10,140	626	799	105	5,278	3,332

※各年3月末現在

身体障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。



## イ) 知的障害のある人

療育手帳所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で3,368人と増加傾向にあります。障害程度別では、重度であるAが全体の45.16%を占めて多く、各等級とも近年大きく増加しています。

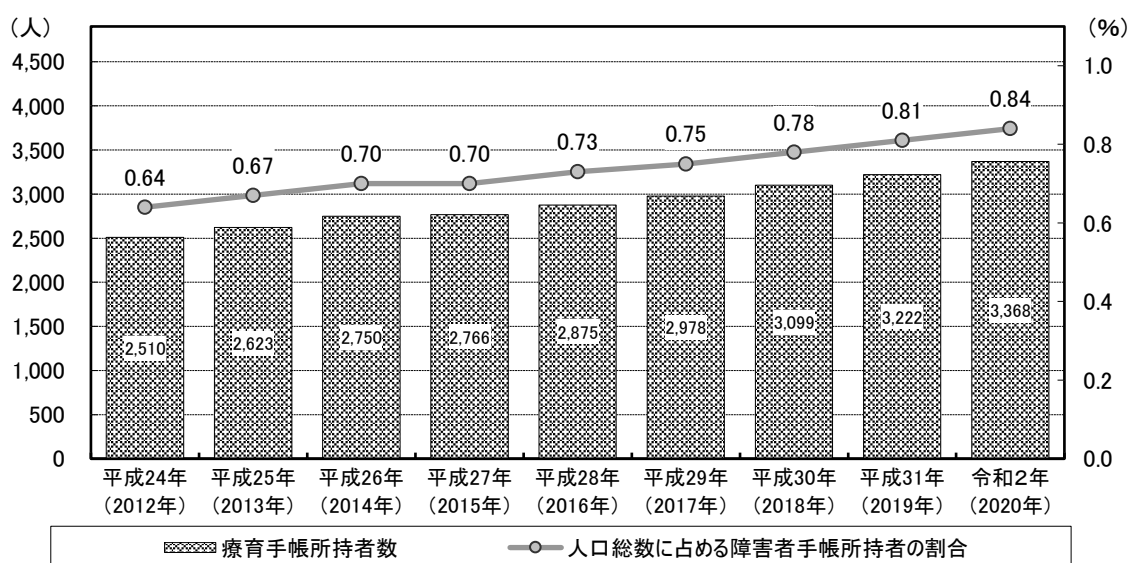
年齢別には、18歳未満の人が44.27%、18歳以上の人が55.73%となっています。

等級別・年齢別療育手帳所持者数

単位：人		総数	A	B1	B2
平成24年(2012年)		2,510	1,325	554	631
平成25年(2013年)		2,623	1,365	573	685
平成26年(2014年)		2,750	1,395	608	747
平成27年(2015年)		2,766	1,386	600	780
平成28年(2016年)		2,875	1,416	600	859
平成29年(2017年)		2,978	1,428	625	925
平成30年(2018年)		3,099	1,456	643	1,000
平成31年(2019年)		3,222	1,492	667	1,063
令和2年(2020年)		3,368	1,521	691	1,156
	0～17歳	1,491	558	294	639
	18～39歳	989	441	196	352
	40～64歳	761	449	155	157
	65歳以上	127	73	46	8

※各年3月末現在

療育手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

## ウ) 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で3,987人と増加傾向にあります。障害等級別にみると、2級、3級所持者が近年大きく増加する一方、1級所持者は長期的にみると減少しています。

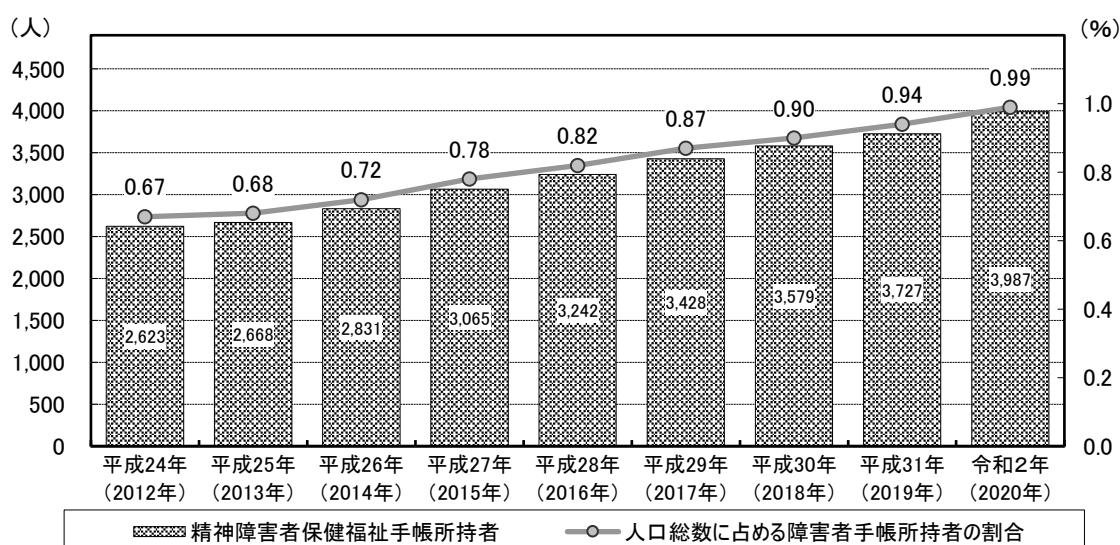
また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、令和2年(2020年)3月末現在で7,763人となっています。

等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人		総数	1級	2級	3級
平成24年(2012年)		2,623	403	1,775	445
平成25年(2013年)		2,668	373	1,823	472
平成26年(2014年)		2,831	362	1,956	513
平成27年(2015年)		3,065	362	2,102	601
平成28年(2016年)		3,242	319	2,223	700
平成29年(2017年)		3,428	317	2,296	815
平成30年(2018年)		3,579	292	2,379	908
平成31年(2019年)		3,727	286	2,359	1,082
令和2年(2020年)		3,987	291	2,452	1,244
	0～17歳	109	6	26	77
	18～39歳	895	26	491	378
	40～64歳	2,267	127	1,466	674
	65歳以上	716	132	469	115

※各年3月末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

### 自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人		総数
平成24年(2012年)		4,925
平成25年(2013年)		5,406
平成26年(2014年)		5,821
平成27年(2015年)		6,082
平成28年(2016年)		6,591
平成29年(2017年)		6,874
平成30年(2018年)		7,058
平成31年(2019年)		7,442
令和2年(2020年)		7,763
	0～17歳	112
	18～64歳	6,035
	65歳以上	1,616

※各年3月末現在

### エ) 難病のある人

難病のある人のうち、特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付数の状況を見ると、平成24年度(2012年度)の2,810件から令和元年度(2019年度)の3,617件へ増加傾向にあります。

### 特定医療費（指定難病）受給者証申請受付数

単位：人	総数	新規申請	更新申請
平成24年度(2012年度)	2,810	427	2,383
平成25年度(2013年度)	3,001	465	2,536
平成26年度(2014年度)	3,135	434	2,701
平成27年度(2015年度)	3,371	644	2,727
平成28年度(2016年度)	3,553	598	2,955
平成29年度(2017年度)	3,711	548	3,163
平成30年度(2018年度)	3,528	518	3,010
令和元年度(2019年度)	3,617	539	3,078

※各年度末現在

※一人で複数疾患をもつ場合は延べ件数としている。また、一人で同じ年度に新規+更新申請している場合があるので、受付申請数=患者数ではない。

※平成27年(2015年)1月、難病法施行。

## オ) 重症心身障害のある人

身体障害者手帳1・2級及び療育手帳Aを併せ持つ人の数は、令和2年(2020年)7月1日現在414人で、18～39歳が39.61%を占めています。

### 年齢別重症心身障害のある人

【令和元年(2019年)】

単位：人	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
0～5歳	20	20	0	0
6～17歳	93	91	0	2
18～39歳	160	143	14	3
40～64歳	124	81	21	22
65歳以上	14	11	2	1
合計	411	346	37	28

※7月1日現在

【令和2年(2020年)】

単位：人	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
0～5歳	21	21	0	0
6～17歳	85	84	0	1
18～39歳	164	149	12	3
40～64歳	131	91	18	22
65歳以上	13	10	2	1
合計	414	355	32	27

※7月1日現在

## ② 障害支援区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、令和2年(2020年)3月末現在2,838人で、区分1の人を除いて増加する傾向にあります。

### 障害支援区分認定の状況

【平成30年(2018年)】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,619	78	521	580	405	404	631
身体障害者	839	26	76	146	90	125	376
知的障害者	1,028	21	121	168	233	245	240
精神障害者	739	29	323	262	82	32	11
難病患者	13	2	1	4	0	2	4

※3月末現在

【平成31年(2019年)】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,754	67	540	632	424	426	665
身体障害者	848	25	67	150	88	132	386
知的障害者	1,063	16	124	168	229	258	268
精神障害者	828	24	346	307	107	35	9
難病患者	15	2	3	7	0	1	2

※3月末現在

【令和2年(2020年)】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,838	60	543	655	472	428	680
身体障害者	823	24	61	144	93	120	381
知的障害者	1,119	13	129	181	251	265	280
精神障害者	874	21	350	322	126	40	15
難病患者	22	2	3	8	2	3	4

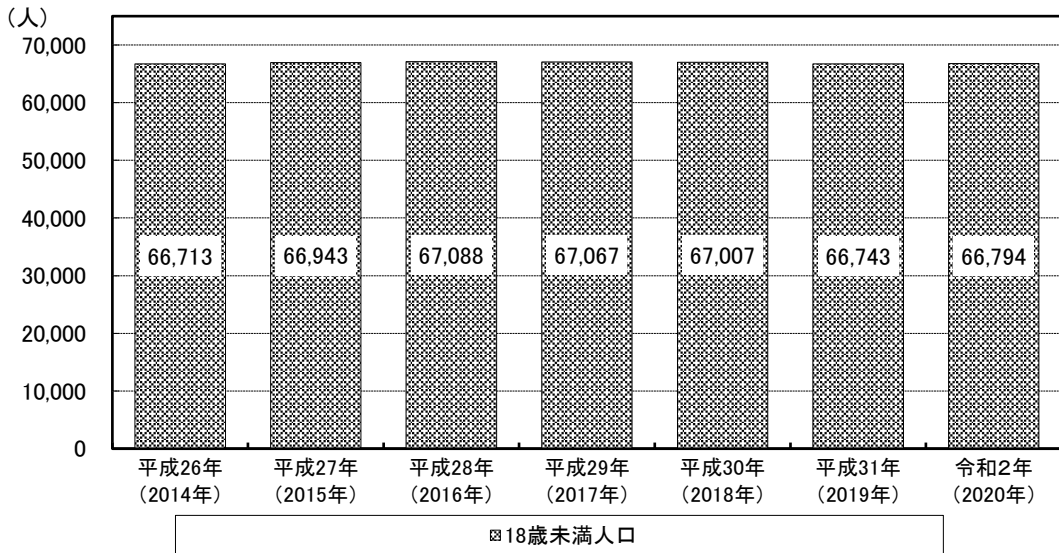
※3月末現在

### (3) 障害のある子ども等の状況

#### ① 18歳未満の人口

18歳未満の人口は、令和2年(2020年)4月現在66,794人(住民基本台帳人口)で、近年は横ばい状況にあります。

18歳未満人口の推移

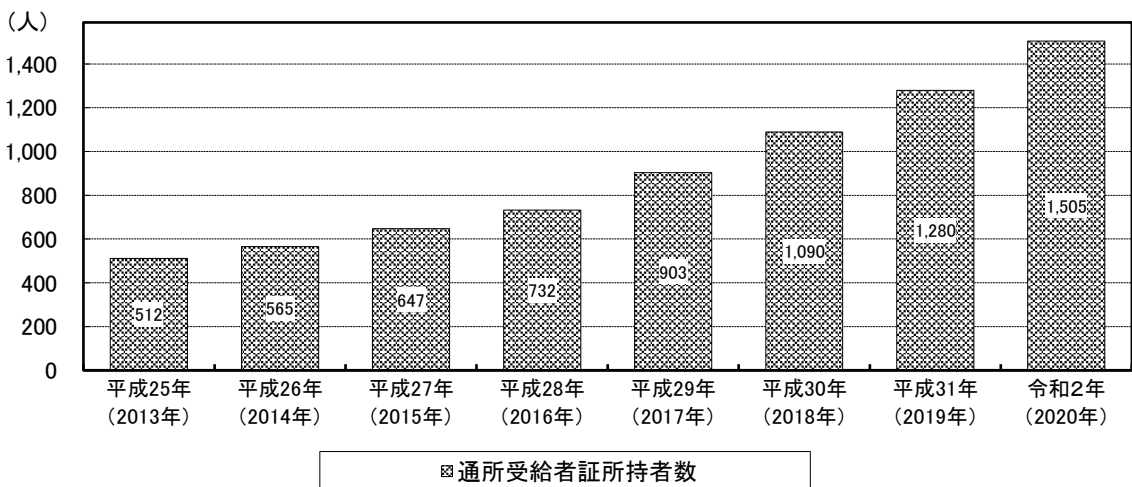


※住民基本台帳登録者数(4月1日現在)

#### ② 通所受給者証所持者数

通所受給者証所持者数の推移の状況は年々増加を続け、令和2年(2020年)4月現在で1,505人となっています。

通所受給者証所持者数の推移

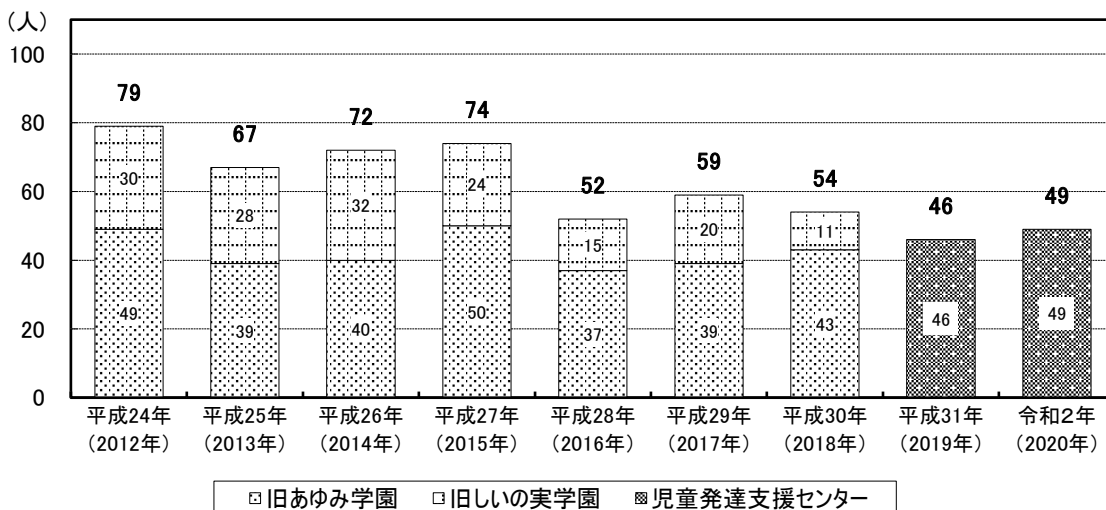


※各年3月末現在

### ③ 児童発達支援センター在籍数

児童発達支援センターの在籍児童数は、令和2年(2020年)4月現在49人で、長期的にみると減少傾向にあります。

市立児童発達支援センター（旧あゆみ学園・旧しいの実学園）在籍数の推移



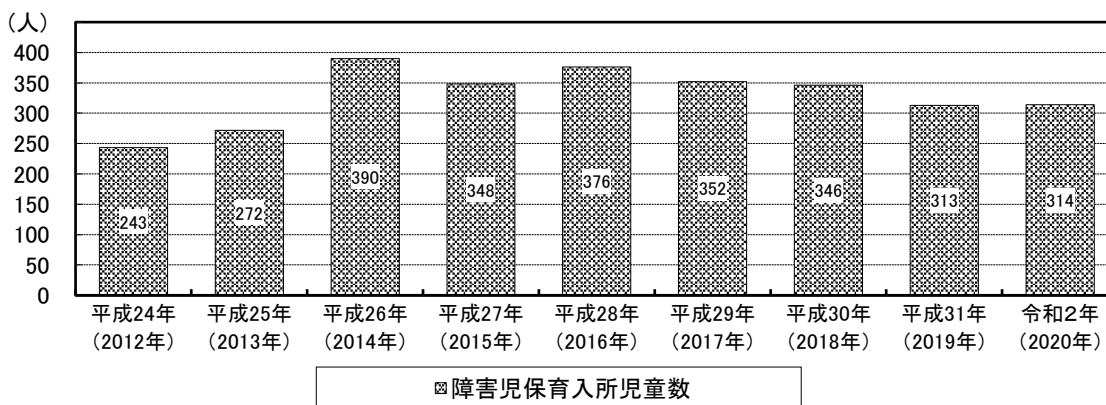
※各年4月1日現在

※児童発達支援センターあゆみ学園と医療型児童発達支援センターしいの実学園は令和元年度(2019年度)に児童発達支援センターに再編。児童発達支援事業あゆみ(単独通所)と児童発達支援センター児童発達支援事業(親子通所)の在籍児童総数。

### ④ 義務教育就学前施設における障害児保育入所児童数

認定こども園など、義務教育就学前(以下「就学前」とします。)の施設における障害のある入所児童数は、令和2年(2020年)4月現在314人となっています。

就学前施設における障害児保育入所児童数の推移



※各年4月1日現在

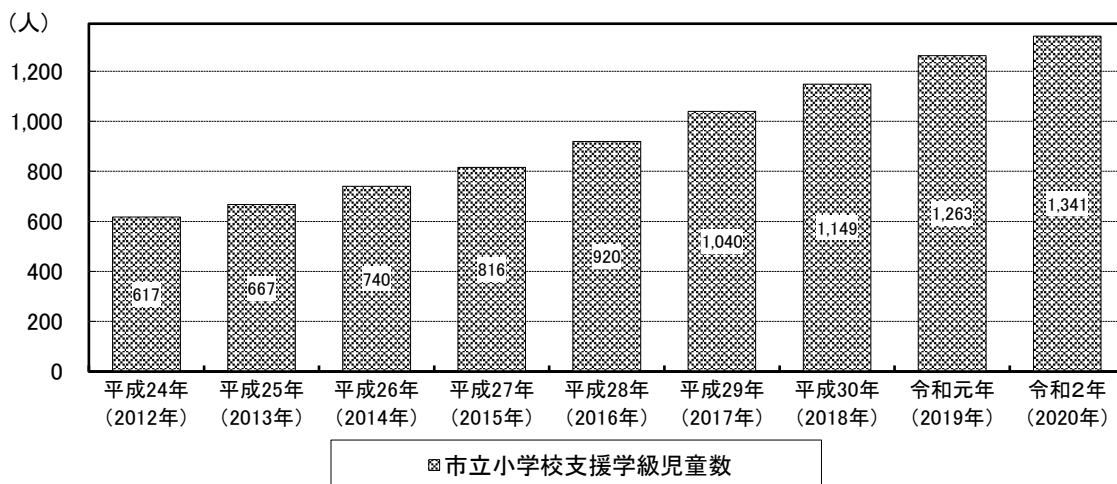
※平成26年度(2014年度)までは公立及び民間保育所の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。平成27年度(2015年度)より、公立認定こども園及び民間保育所、私立認定こども園、私立幼稚園(新制度)の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。

※令和2年(2020年)の児童数の内5名分は、豊中市私立幼稚園教育振興・子育て支援事業補助金<障害児保育助成金>の交付決定に基づく数値。

## ⑤ 市立小学校における支援学級児童数

市立小学校の支援学級に在籍する児童の人数は、令和2年(2020年)5月現在1,341人となっており、毎年増加しています。

市立小学校における支援学級児童数の推移

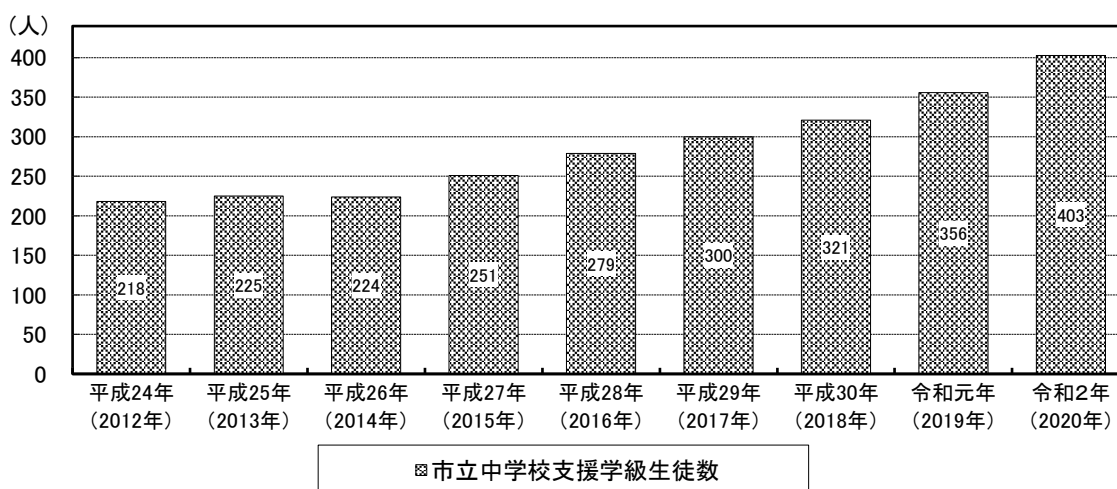


※各年5月1日現在

## ⑥ 市立中学校における支援学級生徒数

市立中学校の支援学級に在籍する生徒の人数は、令和2年(2020年)5月現在403人となっており、平成26年(2014年)以降増加しています。

市立中学校における支援学級生徒数の推移



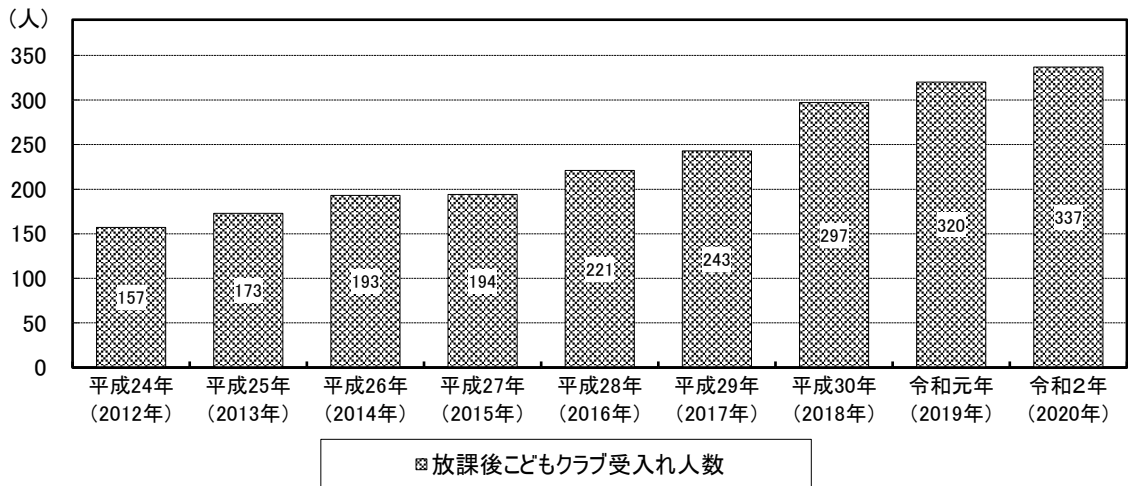
※各年5月1日現在



## ⑦ 放課後子どもクラブの障害児受入れ人数

放課後子どもクラブ（学童保育）で受け入れている障害のある児童の人数は、令和2年（2020年）5月現在337人となっており、毎年増加しています。

放課後子どもクラブの障害児受入れ人数（小学1年生～6年生）の推移



※各年5月1日現在

## ⑧ 市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）卒業生の進路状況と卒業生見込み

市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）において、令和2年（2020年）3月に卒業した生徒の進路状況と令和3年（2021年）以降の卒業生見込みは、下表のとおりです。

市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）卒業生の進路状況

単位・人	市立中学校 支援学級卒業生	支援学校（高等部）卒業生		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
進学	109	0	0	0
就労	0	2	1	1
就労移行支援	0	2	2	0
就労継続支援A型	0	0	0	0
就労継続支援B型	0	7	7	0
生活介護	0	17	12	5
自立訓練	0	9	9	0
訓練校	0	3	3	0
その他	1	0	0	0
計	110	40	34	6

※令和2年（2020年）3月

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校からの提供。

※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

### 卒業生見込み

単位：人	市立中学校 支援学級	支援学校（高等部）		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
令和3年（2021年）3月	103	42	35	7
令和4年（2022年）3月	152	37	31	6
令和5年（2023年）3月	148	37	32	5

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校からの提供。

※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

## (4) とよなか障害者就業・生活支援センターの就労支援事業の実施状況

とよなか障害者就業・生活支援センター、地域就労支援センターにおける就労支援事業の実施状況は下表のとおりです。

とよなか障害者就業・生活支援センターの就労支援事業の実施状況

単位：件		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
新規登録者数	身体	5	3	4	4	5
	知的	40	32	20	18	22
	精神	45	37	20	32	17
	計	90	72	44	54	44
職場実習者数	身体	7	3	2	10	5
	知的	44	37	22	29	28
	精神	36	46	31	58	28
	計	87	86	55	97	61
就職者数	身体	3	4	1	2	2
	知的	27	27	20	22	25
	精神	14	18	16	28	23
	計	44	49	37	52	50
相談支援件数	身体	420	277	416	135	125
	知的	4,638	4,048	2,549	1,671	1,791
	精神	2,492	2,501	2,091	1,171	1,220
	その他	182	43	57	20	0
	計	7,732	6,869	5,113	2,997	3,136

※とよなか障害者就業・生活支援センター資料

※障害のある人の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言・職場実習等のあっせんなど、障害のある人が就職や就職後の職場での安定を図るための必要な支援を行っている。また、雇用・福祉・教育等の各機関と連携しながら、障害者雇用について、事業主に対する相談を行っている。

※平成30年度(2018年度)から相談支援件数が減少しているのは、労働局の支援件数の取り方に関する指針が示されたことを受けて計上方法が変わったことによるものである。

地域就労支援センター・無料職業紹介事業の実施状況（障害のある人分）

単位：人	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
相談者実人数	133	107	126
就労者数	8	14	18

※豊中市地域就労支援センター・無料職業紹介所資料

## ② 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況

前計画においては、「生涯を通じた切れめのない相談支援体制の充実」、「障害児支援の提供体制の整備」、「一般就労への移行支援と工賃向上」、「多様な住まいの確保」、「障害者施設ネットワークの強化」、「地域生活への移行の支援」の6項目について、重点的に取り組むこととしました。

ここでは、前計画に示した重点取組の実施状況、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針で定められた令和2年度(2020年度)を目標年度とする数値目標の状況について記載します。

### (1) 生涯を通じた切れめのない相談支援体制の充実

今後の施策推進に向けた課題	計画期間中の取組み状況
<b>相談支援体制の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の相談支援の件数、内容等を分析し、豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針の中の日常生活圏域を意識した担当地区の再検討を実施しました。</li> <li>○毎月の法律相談、学識経験者をアドバイザーとした事例検討を実施し、一事業所では対応困難な事例のバックアップを行いました。</li> </ul>
<b>各分野の相談支援機関との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校、支援学校との連携を密にし、移行がスムーズに行えるよう対応しました。また、関係機関との連携に関して、障害者施策へスムーズにつながるよう、様々な機会を通じて周知に努めました。</li> <li>○地域の会議等で支援手帳を周知し、利用のあっせんを行いました。さらに定期的なヒアリングを実施し、支援に切れめができないよう対応しました。</li> </ul>
<b>相談支援体制の周知</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ、パンフレットの配布、地域ネットワーク会議への参加等を通じて相談支援体制を周知しました。</li> </ul>

## (2) 障害児支援の提供体制の整備

今後の施策推進に向けた課題	計画期間中の取組み状況
<p><b>障害のある子どもへの支援の充実に向けた取組</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こども施策推進本部連絡会議児童発達支援検討部会において、児童発達支援センターを中心とした関係機関との連携のあり方について方向性を決定しました。</li> <li>○こども園、幼稚園等の保育士、公立小・中学校等の支援者を対象とした研修会を開催しました。</li> <li>○支援の質の向上等を目的とした豊中市障害児通所支援事業者連絡会の立ち上げを支援しました。</li> <li>○発達障害のある子どもの子育てを経験した保護者が、子どもの発達が気になる保護者等に向けて、経験談や情報提供等を行うペアレントメンター事業を行いました。</li> <li>○子どもの発達が気になる保護者を対象に、子育て発達支援プログラム（「ペアレント・プログラム」及び「ペアレント・トレーニング」）を実施しました。</li> <li>○平成31年(2019年)4月に豊中市医療的ケア児支援連絡会議を立ち上げ、現状把握及び課題の抽出を行い、連携の仕組みの見える化を進めました。</li> <li>○新型コロナウイルス感染症に関して、事業所や利用者の負担軽減のための支援策を実施しました。</li> </ul>
<p><b>児童発達支援センターの機能再編及び整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成31年(2019年)4月にあゆみ学園及びしいの実学園の機能を再編し、また診療所を併設した児童発達支援センターを設置しました。</li> <li>○児童発達支援センターは、子どもの発達を初期段階から総合的に支援する市域の中核施設として、関係機関と連携しながら、児童発達支援事業、相談支援、診療所機能などの支援体制を拡充しました。</li> <li>○児童発達支援センターの「こども療育相談」の専門職が、保育所や学校等の子どもの所属先に訪問し、集団生活における支援方法の助言等を実施しました。</li> <li>○児童発達支援センターの「こども療育相談」や診療所が、障害福祉センターの発達障害者支援事業や機能訓練と連携し、対象児（者）の情報提供や支援の方向性について検討しました。</li> </ul>

**数値目標① 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	児童発達支援事業所 1か所  放課後等デイサービス事業所 4か所 (整備済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指針では、令和2年度(2020年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保</li> <li>・府指針では、本市においては、令和2年度(2020年度)末までに児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所4か所以上確保</li> <li>・整備済ではあるが、今後の重症心身障害児数の推移に注視しながら必要数を確保</li> </ul>	児童発達支援事業所 3か所  放課後等デイサービス事業所 5か所 (整備済)

**数値目標② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置**

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	平成30年度(2018年度)末までに設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指針では、平成30年度(2018年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける</li> <li>・府指針では、平成30年度(2018年度)末までに、既存の会議の活用も検討し、協議の場を設ける</li> <li>・関係機関と調整し、児童発達支援センターとの連携を含め、既存の会議を活用するか等を検討</li> <li>・平成30年度(2018年度)末までに、協議の場に関係分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置</li> </ul>	設置済

**数値目標③ 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置**

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
児童発達支援センターの設置	1か所(整備済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・府指針では、令和2年度(2020年度)末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置</li> <li>・整備済であるが、地域の中核的な療育施設としての機能・役割の充実を図るため機能再編及び整備を実施</li> </ul>	1か所(整備済)

**数値目標④ 保育所等訪問支援の充実**

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築(1か所整備済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・府指針では、令和2年度(2020年度)末までに市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築</li> <li>・整備済であるが、児童発達支援センターの機能再編と連動して、体制の充実を図る</li> </ul>	体制の構築(1か所整備済)

※令和2年度(2020年度)に2か所整備済

### (3) 一般就労への移行支援と工賃向上

今後の施策推進に向けた課題	計画期間中の取組み状況
<p><b>障害のある人の一般就労への支援</b></p>	<p>○精神障害者を対象とした一般職非常勤職員の募集を実施し、平成30年度(2018年度)に1名、令和元年度(2019年度)に1名採用するとともに、市での業務経験等を通じて、企業等への就職につながるよう支援しました。また、とよなか障害者就業・生活支援センターと連携しながらキャリアカウンセリングを行いました。</p> <p>○豊中市障害者就労支援連絡会において、様々な研修会の実施を通じてスキル向上を図るとともに、グループワーク等を通じてネットワークを強化し、専門機関との連携を深めました。</p>
<p><b>企業と連携した定着支援の仕組みづくり</b></p>	<p>○採用やその後の定着へ向けた企業への支援については、制度の周知、セミナーの開催等を積極的に行うとともに、支援事例を蓄積し、新たな課題への対応力を高めました。</p> <p>○障害者自立支援協議会において就労定着の調査を実施し、課題を抽出、今後の対応を検討しました。</p>
<p><b>福祉的就労についた障害のある人の工賃向上</b></p>	<p>○障害者施設等からの物品及び役務の調達を推進することにより、障害者施設等で働く障害者の経済基盤の安定につなげるようにしました。</p> <p>○あっせん販売で商品を購入した市職員へのアンケート結果をまとめ、感想だけではなく商品の改善点も事業所ごとに送付しました。</p> <p>○物品・サービスの販路拡大に向けて課題の抽出・分析を行い、事業者との共有を図りました。</p>

#### 数値目標① 福祉施設から一般就労への移行（国から示された成果目標の項目）

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
<p><b>年間一般就労移行者数</b></p>	<p>93人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指針では平成28年度(2016年度)実績の1.5倍以上</li> <li>・府の指針では平成28年度(2016年度)実績の1.3倍以上</li> <li>・府域全体の目標値を市町村で按分した数値の下限以上を目標値とする</li> </ul>	<p>112人</p>



**数値目標② 就労移行支援事業の利用者数（国から示された成果目標の項目）**

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度 (2019年度) 実績
就労移行支援事業利用者数	174人	・国・府の指針では、平成28年度(2016年度)末利用者(145人)から2割以上増加	180人

**数値目標③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加  
(国から示された成果目標の項目)**

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度 (2019年度) 実績
市内の就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割以上	・国・府の指針では、令和2年度(2020年度)末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上	7.1割

**数値目標④ 就労定着支援事業による1年後の職場定着率  
(国から示された成果目標の項目)**

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度 (2019年度) 実績
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	8割以上	・国・府の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上	9割

**数値目標⑤ 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額  
(府から示された成果目標の項目)**

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度 (2019年度) 実績
工賃の平均額	9,270円	・大阪府独自目標 ・令和2年度(2020年度)の目標については、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標額の平均値	8,744円

#### (4) 多様な住まいの確保

今後の施策推進 に向けた課題	計画期間中の取組み状況
<p><b>多様な住まいの確保</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊中市居住支援協議会へ参画し、住まいの確保について提言等を行うと同時に、実際の相談事例を通じて住まいの確保について検討を実施しました。</li> <li>○建て貸し方式による障害者グループホーム開設に対する補助制度を新設しました。</li> <li>○障害者グループホームの整備を促進するため、国の補助制度の活用にあたりその新規整備を優先するとともに、既存建物活用・建て貸し方式による開設について市独自の補助を行いました。</li> </ul>
<p><b>障害のある人の地域生活についての地域住民の理解促進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人のグループホームでの日常生活を紹介する動画を市ホームページで公開するとともに、各種研修等で活用しました。</li> </ul>

## (5) 障害者施設ネットワークの強化

今後の施策推進に向けた課題	計画期間中の取組み状況
障害者施設ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域移行調整会議にて課題を抽出し、今後の移行がスムーズに進むよう検討を行いました。</li> <li>○各連絡会や基幹相談支援センターが実施する研修会を通じて、支援力を高めました。</li> </ul>
重症心身障害のある人への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市域に不足している医療的ケアのある重症心身障害者支援の充実を図るため、「重度医療的ケア支援スキル啓発事業」を実施するとともに、民間事業所の安定的な運営をバックアップし、事業者のノウハウを活かしたフレキシブルな運営ができるよう、「医療的ケアのある重症心身障害者支援にかかる施設運営補助金」を創設しました。</li> </ul>

### 数値目標① 地域生活支援拠点の整備

項目	前計画の目標	目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
地域生活支援拠点等の整備	1拠点(整備済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・府の指針では、令和2年度(2020年度)末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備</li> <li>・整備済のため、拠点施設をもとに支援を拡充する取組みを実施</li> </ul>	1拠点(整備済)

## (6) 地域生活への移行の支援

今後の施策推進に向けた課題	計画期間中の取組み状況
<b>地域移行に向けた相談支援体制の周知と充実</b>	<p>○地域相談支援の利用が進んでいない現状を把握し、原因を分析するとともに、今後の活用が促進されるよう検討を行いました。</p> <p>○地域コーディネーターと行政によるバックアップ体制のあり方について、府内の先行事例について調査を実施し、豊中市における今後の支援のあり方について検討を行いました。</p> <p>○将来的な地域移行を見据え、移動支援の支給決定を柔軟に実施することで、地域で生活することの意識づけを行いました。</p>
<b>地域定着に向けた支援機能の充実</b>	<p>○緊急時における対応について、市域で面的な受け入れを検討する必要性を確認しました。今後も市域の事業所と検討します。</p> <p>○サービスの利用は徐々に増加しているため、引き続き周知を実施します。</p>

### 数値目標① 地域生活支援拠点の整備（再掲）

項目	前計画の目標	目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
<b>地域生活支援拠点等の整備</b>	1拠点 (整備済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・府の指針では、令和2年度(2020年度)末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備</li> <li>・整備済のため、拠点施設をもとに支援を拡充する取組みを実施</li> </ul>	1拠点 (整備済)

## 数値目標② 施設入所者の地域生活への移行

項目	前計画の数値目標	数値目標設定の考え方	令和元年度(2019年度)実績
入所者数	234人	・平成28年度(2016年度)末時点の入所者数(239人)から削減数を引いた数	225人
地域生活への移行者数 (入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数)	30人 $239人 \times 9\% = 22人 + \alpha$ (※22人は基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指針では平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(239人)の9%以上(平成29年度(2017年度)末までの目標の未達成も加味)</li> <li>・府の指針では平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(239人)の9%以上(平成29年度(2017年度)末までの目標の未達成も加味)</li> </ul> 以下の点をふまえ、下限値に8人加算して30人で設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「施設入所者等に対する意向調査」(平成28年度(2016年度)大阪府実施)において、地域移行を希望し、かつ職員も移行できるとする者が30名</li> <li>・第4期障害福祉計画での未達成分 2名(府試算)</li> </ul>	18人
削減数	5人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指針では平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(239人)の2%以上(平成29年度(2017年度)目標の未達成も加味)</li> <li>・府の指針では平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(239人)の2%以上(平成29年度(2017年度)目標の未達成は加味しない)</li> </ul>	9人

### 数値目標③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	前計画の目標	目標設定の考え方	令和元年度 (2019年度) 実績
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置 (豊中市は「豊能豊中」圏域)</li> <li>・ 精神科病院の医師の加入が必須</li> </ul>	設置済
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援協議会の活用を検討</li> <li>・ 医療関係者の加入が必須</li> </ul>	令和2年度 (2020年度) 設置予定

### ③ 市民の意識

#### (1) 市民アンケート調査の主な結果

本計画策定にあたり、計画の基礎資料とするため、市内の障害のある人の状況やニーズの把握を目的に実施した市民アンケート調査の結果については、次のとおりです。

※調査結果の詳細については、別途公開している「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けたアンケート調査報告書」をご参照ください。

##### ① 調査の概要

- ◆生活やサービス利用の状況、福祉施策に対する意識の変化を探る調査
- ◆18歳以上のサービス利用者、18歳以上のサービス未利用者、18歳未満の障害児、施設入所者、通所支援受給者証を持つ児童を対象とした5つの調査を実施

##### 《調査期間及び方法・対象・回収状況》

令和元年(2019年)8月、郵送により配布・回収(礼状兼催促1回)

対象者	対象人数	有効回収数	有効回収率	本資料における対象者の呼称
①18歳以上の障害福祉サービス利用者(抽出)	1,453人	778人	53.5%	サービス利用者
②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)	994人	539人	54.2%	サービス未利用者
③18歳未満の障害のある市民(抽出)	491人	262人	53.4%	障害児
④施設入所者(全数)	228人	149人	65.4%	施設入所者
⑤通所支援受給者証を持つ児童(③を除く全数)	684人	352人	51.5%	通所児童

##### ② 回答者の属性と介助・支援の状況

- ◆18歳以上の回答者について、主な介助・支援者の高齢化が進んでおり、ダブルケアの状態にある人も見られる。

##### 《回答者の属性》

- ・調査票への回答者は、サービス未利用者の83.9%、サービス利用者の53.5%が本人、通所児童の94.9%、障害児の90.1%、施設入所者の79.1%が本人以外となっています。また、サービス未利用者の64.4%が65歳以上となっています。
- ・介助や支援を必要とする人の割合は、障害児の85.5%、通所児童の73.2%、サービス利用者の72.3%、サービス未利用者の30.6%となっています。

- ・ 介助・支援者の年齢について、サービス未利用者の43.1%、サービス利用者の33.7%が65歳以上と答えています。また、サービス利用者については、介助・支援者が対象者本人以外の介護をしているケースが25.0%となっています。

### ③ 日中の活動や社会参加の状況と意識

- ◆障害や難病、発達に課題があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じている人の割合が前回調査より高まっている。
- ◆サービス利用者では通所等で外出する人が最も多くなっている。サービス未利用者については26%が何らかの形で働いている。
- ◆夕方・夜間や休日の過ごし方として、一人で行っても安心してくつろげる場、家族や友人と一緒に過ごせる場が求められている。

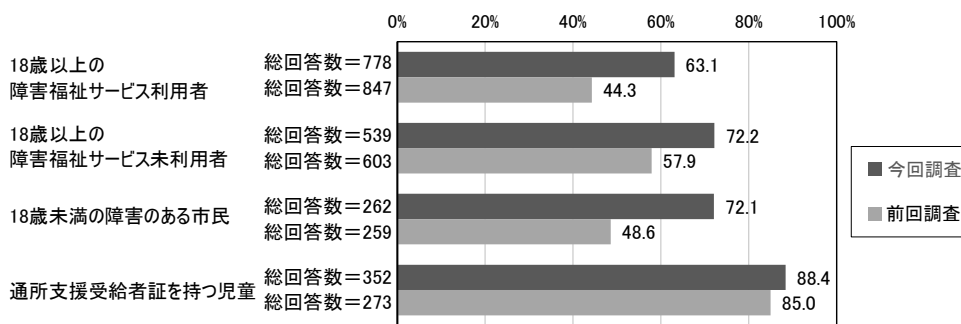
#### 《障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じているか》

- ・ そのように感じている人の割合は、サービス未利用者の72.2%、障害児の72.1%、サービス利用者の63.1%となっており、3年前に実施した前回調査より割合は高くなっています。

#### 《発達に課題があっても、生活ができると感じているか》

- ・ そのように感じている人の割合は、通所児童の88.4%となっています。

障害や難病、発達に課題があっても、ライフスタイルに応じた生活ができていると感じている割合



#### 《昼間の時間の過ごし方》

- ・ サービス利用者では、「就労移行支援で訓練を受けている、もしくは就労継続支援A型・B型で働いている」が34.1%と最も多く、次いで「自宅や入院先の病室で過ごしている」が24.0%となっています。また、サービス未利用者では、「自宅や入院先の病室で過ごしている」が30.6%で最も多くなっています。
- ・ 障害児では、「小学校・中学校に通っている」が45.0%、「障害のある子どものための学校に通っている」が19.8%、「通所施設などに通っている」が16.8%となっています。
- ・ サービス未利用者については、パート・アルバイト等で働く人が11.7%、正規職員が9.6%など、25.8%が何らかの形で働いています。



### 《夕方・夜間や休日の過ごし方》

- ・18歳以上については家の中で過ごす人がサービス利用者の70.7%、サービス未利用者の62.0%を占めています。
- ・障害児についても家や施設の中で過ごす人が62.2%、放課後等デイサービスなどの通所施設や訓練に通っている人が52.7%となっています。また、通所児童では家や施設の中で過ごす人が69.9%、通所施設や訓練に通っている人が66.2%となっています。

### 《居場所や活動の場として行ってみたいところ》

- ・18歳以上では、一人で行っても安心してくつろげる場を希望する人が42%以上と最も多くなっています。また、18歳未満では、障害児の58.8%、通所児童の54.3%が家族や友人と一緒に過ごせる場と答えています。

## ④ 働くことに対する意識

- ◆18～39歳の60%以上が就労意向を示す。
- ◆一般就労への意向が高い。
- ◆障害があっても働くことができる職場の紹介、経営者や職場の障害理解の促進、就労後のフォローが求められている。

### 《働くことに関する意向》

- ・何らかの形で就労意向を示している人は、サービス利用者の46.9%、サービス未利用者の28.8%で、それぞれ2年前に実施した前回調査より割合が高くなっています。
- ・年齢別には、18～39歳はサービス利用者・サービス未利用者とも60%以上、40～64歳のサービス未利用者も57.9%が就労意向を示しています。
- ・「障害のない人もいる一般の職場で働きたい」という人はサービス利用者の22.4%、サービス未利用者の18.6%とそれぞれ最も多くなっています。また、サービス利用者では「一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」が17.4%となっています。
- ・過去の調査結果と比べると、サービス利用者のうち「一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」と答えた人の割合（17.4%）は、前々回調査（23.1%）、前回調査（20.4%）と徐々に低下する傾向にあります。

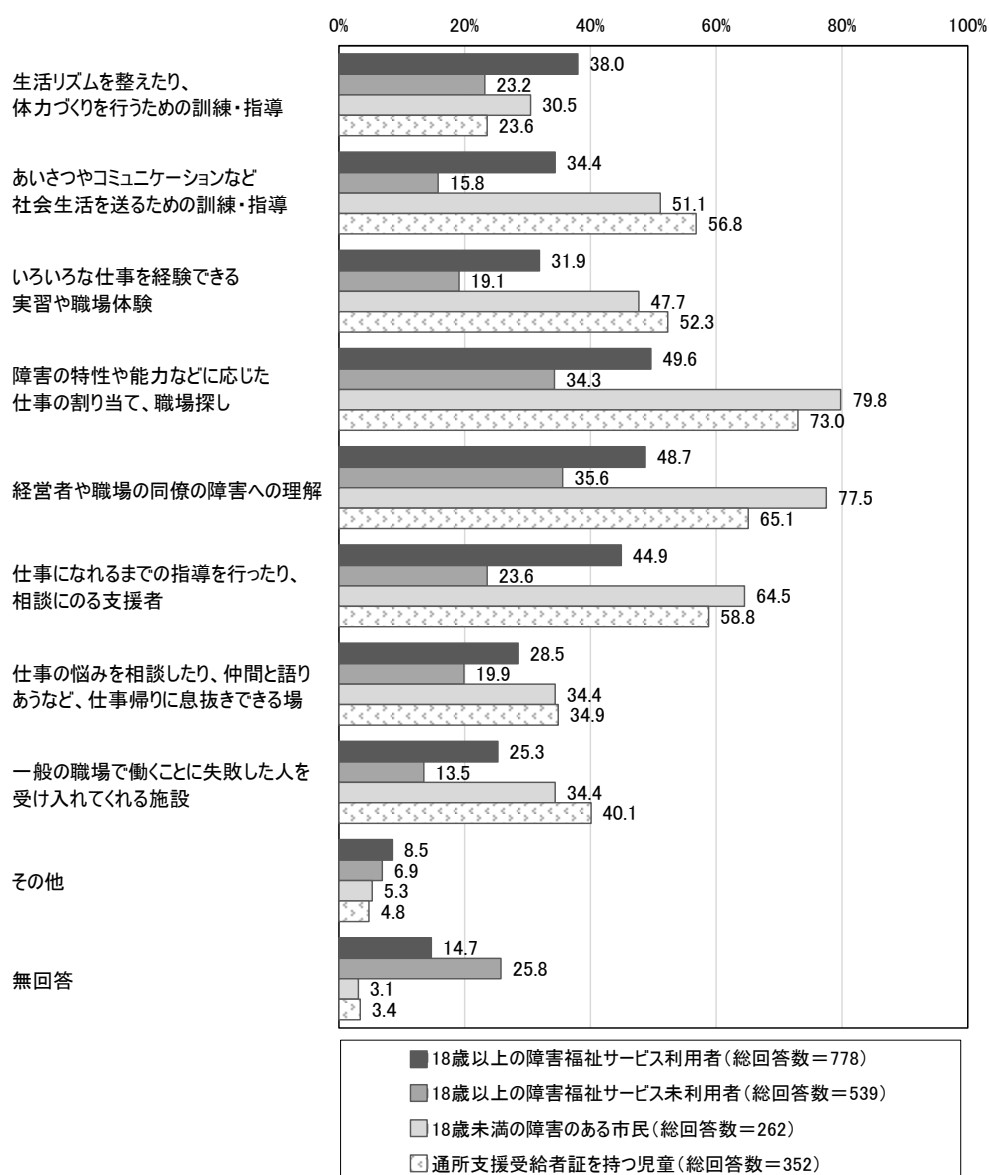
### 《仕事に就くため、働き続けるために必要な支援》

- ・障害のある人が仕事に就くために必要な支援として、サービス利用者・サービス未利用者とも、「働くことができる職場を探したり、紹介してほしい」が最も多く、次いで「働くことなど今後の進路について相談したり、助言がほし

い」、「働くために必要なことを教えてもらったり、訓練を受けたい」が多くなっています。

- ・障害のある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援として、サービス利用者・サービス未利用者とも、「障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」、「経営者や職場の同僚の障害への理解」が上位にあるとともに、サービス利用者では「仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者」をあげる人が多く、就労後のフォローが重視されています。

障害のある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援（複数回答）



## ⑤ 相談の状況と支援の希望

- ◆18歳以上では、自分の障害や病気に関することとともに、家族からの自立や家族がいなくなったときの生活、生活費に関することについて不安に思う人が多い。
- ◆家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている人については、今後も同じ人（機関）に相談したいとの回答が70%以上。
- ◆今後の相談支援体制について、福祉・医療・発達面での専門的な相談支援に対する関心が高い。

### 《家族・親戚や日ごろ通う場所以外の人への相談状況》

- ・家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている回答者は、通所児童の84.1%、サービス利用者の44.6%、障害児の40.8%、サービス未利用者の24.7%となっています。

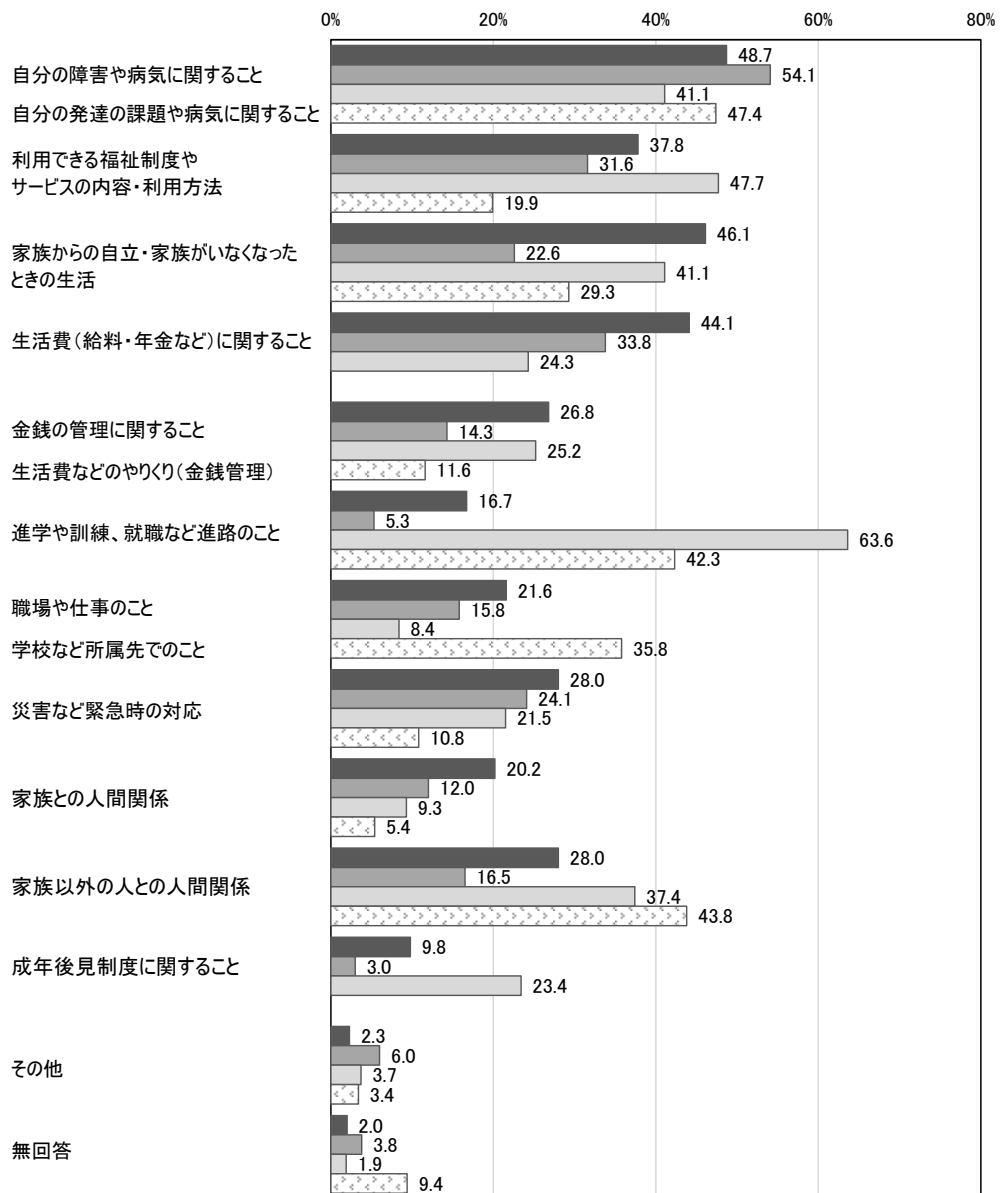
### 《今、気にかかっていること》

- ・サービス利用者では「自分の障害や病気に関すること」が48.7%と最も多く、次いで「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活」が46.1%、「生活費に関すること」が44.1%となっています。サービス未利用者についても「自分の障害や病気に関すること」が54.1%と最も多く、次いで「生活費に関すること」が33.8%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が31.6%となっています。
- ・障害児では、「進学や訓練、就職など進路のこと」が63.6%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が47.7%となっています。通所児童では「自分の発達の課題や病気に関すること」が47.4%、「家族以外の人との人間関係」が43.8%、「進学や訓練、就職などの進路のこと」が42.3%となっています。

### 《今後の相談先について》

- ・家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている人のうち、「今後も同じ人（機関）に相談したいと思った」人は70%以上を占めています。
- ・「別の人に相談したい」、「もう相談したくない」と思った人に理由を尋ねた結果では、「専門的な助言を受けられなかった」、「障害への理解がたりないと感じた」、「困ったことや心配に思うことを理解してもらえなかった」などが多くなっています。

## 今、気にかかっていること（複数回答）



※「生活費（給料・年金など）に関すること」「成年後見制度に関すること」は通所支援受給者証を持つ児童の選択肢にはなし。

■ 18歳以上の障害福祉サービス利用者(総回答数=347)  
 ■ 18歳以上の障害福祉サービス未利用者(総回答数=133)  
 ■ 18歳未満の障害のある市民(総回答数=107)  
 ■ 通所支援受給者証を持つ児童(総回答数=352)

### 《相談したことがない理由》

・「どこに相談したらいいかわからない」と答えた人は、サービス利用者の22.4%、サービス未利用者の13.0%、障害児の27.1%となっており、前々回調査、前回調査の結果より割合が低下しています。

### 《今後の相談支援体制への希望》

- ・「福祉の専門職を配置した相談窓口の整備」が障害児の45.4%、サービス利用者の41.1%とそれぞれ最も多くなっています。また、「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」は障害児の40.8%、サービス未利用者の37.7%、サービス利用者の36.9%となっています。
- ・通所児童では、「発達に関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」が72.4%で最も多く、次いで「学校での授業の理解や友人などとの人間関係についての相談体制」が56.5%、「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が41.5%となっています。
- ・通所児童に療育や教育に関する相談への希望を尋ねた結果では、「専門的な相談機関を充実してほしい」が59.9%、「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」が53.7%、「相談機関の情報を提供してほしい」が48.0%の順となっています。

## ⑥ 障害福祉サービスの利用状況と意識

◆訪問系サービスや移動支援、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具等の利用者で何らかの不満を感じている人が多く、内容別には利用したいときに利用できない、回数・時間に制限があるとの回答が多く見られる。

### 《障害福祉サービスの利用状況》

- ・サービス利用者では、移動支援、相談支援、居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援の順で利用者が多く見られます。
- ・障害児では、放課後等デイサービスが51.9%となるほか、児童発達支援、相談支援、補装具、移動支援の順となっています。また、通所児童では、児童発達支援が57.4%、放課後等デイサービスが45.7%となっています。

### 《利用サービスの不満の有無と内容》

- ・サービス利用者では、短期入所、移動支援、居宅介護、補装具、入浴サービス事業などで不満が「ある」が「ない」を上回っています。主な不満の内容をみると、短期入所や移動支援で「利用したい日・時間に利用できない」と「利用回数・時間などに制限がある」が上位となっています。
- ・障害児では、補装具、移動支援、児童発達支援、短期入所、放課後等デイサービスなどで不満が「ある」が「ない」を上回っています。主な不満の内容をみると、補装具は「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」と「利用料が高い」、児童発達支援と放課後等デイサービスについては「利用回数・時間などに制限がある」が多く見られます。

- ・通所児童では、放課後等デイサービス、児童発達支援で不満が「ある」が「ない」を上回っています。主な不満の内容をみると、「利用したい日・時間に利用できない」と「利用回数・時間などに制限がある」が多く見られます。

#### 《サービスを利用していない理由》

- ・サービスを利用していない理由として、サービス未利用者では「必要を感じない」が53.1%を占めています。
- ・障害児については無回答が多く、「利用の仕方がわからない」が14.1%、「制度やサービスのことを知らない」が13.7%となっていますが、前々回調査以降、割合は低下する傾向にあります。

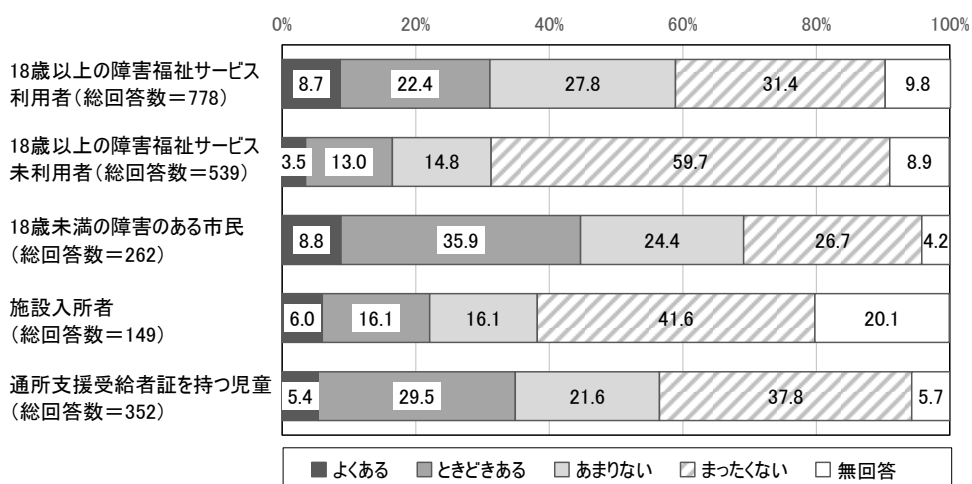
### ⑦ 障害や難病のある人の人権・理解促進

- ◆障害のために差別を受けた人の割合が障害児で半数近くとなっており、進学時や学校生活で差別を受けたという人が多くを占めている。
- ◆障害者差別解消法について名前も内容も知っている対象者の割合は概ね10%以下にとどまっている。

#### 《ここ3年で障害のために差別を受けた経験》

- ・「よくある」と「ときどきある」を合わせて、障害児の44.7%、通所児童の34.9%、サービス利用者の31.1%、施設入所者の22.1%、サービス未利用者の16.5%となっています。
- ・差別を受けた場面については、18歳以上では「まちを歩いているとき」「公共交通機関を利用するとき」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」が上位を占めています。障害児や通所児童では「進学するときや学校生活において」がとりわけ多くを占めています。

ここ3年で、障害や難病のため差別や嫌な思いをしたこと



### 《障害者差別解消法の認知状況》

- ・ 障害者差別解消法について名前も内容も知っている人の割合は18歳以上のサービス利用者の8.2%、サービス未利用者の3.7%、障害児の10.3%、施設入所者の7.4%、通所児童の6.8%と、概ね10%以下にとどまっています。

## ⑧ 将来の暮らし方

- ◆ 自宅で家族等と一緒に暮らしたいという人が多くを占めている。
- ◆ 地域で生活するために経済的な負担の軽減を望む人が最も多く、必要な在宅サービスが適切に利用できること、相談対応等や生活訓練等の充実を望む人も多い。

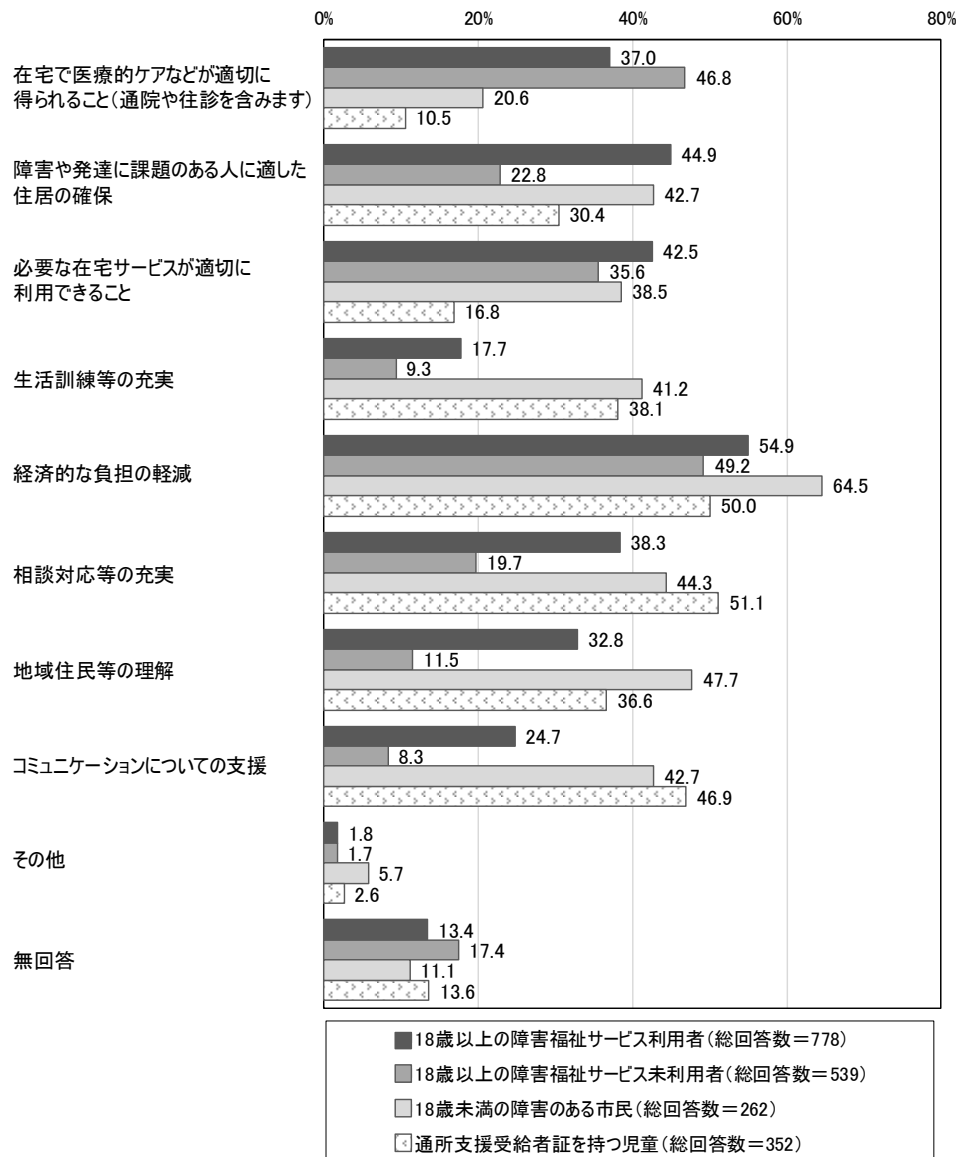
### 《将来の暮らし方》

- ・ 18歳以上のうちサービス利用者では、自宅で家族などと暮らすという人が30.1%、自宅でひとりで暮らすという人が20.6%、グループホーム等で暮らすという人が14.8%となっています。また、サービス未利用者では自宅で家族などと暮らすという人が40.8%を占めています。
- ・ 障害児では、大人になったらしてみたいこととして、「家族と一緒に暮らすこと」が30.2%、「結婚したり子どもを育てること」が28.2%、「介助や支援を受けながら、自分ひとりで暮らすこと」が25.6%などとなっています。
- ・ 通所児童では、「結婚したり子どもを育てること」が40.6%、「大学などで専門的な勉強をすること」が38.4%となっています。

### 《将来の希望する生活に必要なとする支援》

- ・ 「経済的な負担の軽減」をあげる人が最も多く、障害児の64.5%、サービス利用者の54.9%、通所児童の50.0%、サービス未利用者の49.2%を占めています。
- ・ 「必要な在宅サービスが適切に利用できること」は、サービス利用者の42.5%、障害児の38.5%、サービス未利用者の35.6%が必要としています。
- ・ 「相談対応等の充実」は、通所児童の51.1%、障害児の44.3%、サービス利用者の38.3%が必要としています。
- ・ 「生活訓練等の充実」は、障害児の41.2%、通所児童の38.1%が必要としています。

## 地域で生活するために必要とする支援（複数回答）





## ⑨ 施設入所者の状況と地域生活への移行に関する意識

- ◆施設入所者の81%が知的障害のある人。
- ◆入所年数が10年以上という人が64%。
- ◆地域で生活することに関心を示す人は16%で、入所前に住んでいた地域に住みたいという人が多い。
- ◆地域生活への移行にあたって、健康状態などとともに、安心して暮らせる福祉サービスや医療が受けられるかを不安に感じる人が多い。

### 《回答者の属性》

- ・施設入所者の80.6%が療育手帳、55.0%が身体障害者手帳を所持しています。
- ・現在の施設での入所年数は10年以上という人が63.7%を占めています。

### 《地域生活への移行に関する関心》

- ・施設を退所して地域で生活したいという人は16.1%となっていますが、入所5年未満の人では33.3%となっています。また、前々回調査(23.2%)、前回調査(17.5%)の結果と比べると、地域生活への移行に関心を示す人の割合は低下する傾向にあります。
- ・退所したい理由は「地域に家族や知り合いがいる」が66.7%を占めています。
- ・地域で暮らす場所については「施設に入る前に住んでいた地域」が50.0%、「それ以外の豊中市内」が16.7%となっています。

### 《地域で生活することへの不安》

- ・「住みたい場所で、年を重ねても安心して暮らせるサービスを受けられるか」が30.2%で最も多く、次いで「自分の健康状態や体力、体の動きに不安がある」が29.5%、「住みたい場所で、年を重ねても安心して暮らせる医療を受けられるか」が26.8%などとなっています。
- ・地域生活への不安が解消されたら、すぐに地域で暮らしてみたいか尋ねたところ、「すぐに暮らしてみたい」と答えた人は8.1%ですが、入所5年未満の人では21.2%となっています。

## (2) 障害者関係団体に対するヒアリング調査の主な結果

豊中市内で活動する障害者関係団体へ行ったヒアリング調査の結果については、次のとおりです。

### ① ヒアリング調査について

<p><b>調査対象</b></p>	<p>豊中市内で活動する障害者関係団体 10団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○豊中市身体障害者福祉会</li> <li>○豊中市身体不自由児者父母の会</li> <li>○豊中市手をつなぐ育成会</li> <li>○障害児者を守る豊中連絡協議会</li> <li>○ピープルウオーク（自閉症・発達障害等支援の会）</li> <li>○豊中市発達障害者の家族の会（一歩の会）</li> <li>○豊中精神障害者当事者会HOTTO</li> <li>○豊中市精神障害者家族会ゆたか会</li> <li>○豊中難病患者連絡会</li> <li>○国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議</li> </ul>
<p><b>調査方法</b></p>	<p>ヒアリング調査票を郵送・電子メール等により配布・回収</p>
<p><b>調査期間</b></p>	<p>令和2年(2020年)6月5日～6月24日</p>
<p><b>調査内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○団体の概要</li> <li>○障害のある人の就労機会の拡大と就労定着、様々な社会参加・体験の機会・場づくりなどに向けて課題と思うこと、今後力を入れて取り組むべきだと思う内容</li> <li>○だれもが暮らしやすい生活環境づくり、障害のある人に配慮した多様な住まいの確保、地域生活への移行などに向けて課題と思うこと、今後力を入れて取り組むべきだと思う内容</li> <li>○障害のある人に関わる相談支援体制、人材の確保について課題と思うこと、今後力を入れて取り組むべきだと思う内容</li> <li>○福祉制度・サービスで気にかかっている点、豊中市やサービス事業者に伝えたいこと</li> <li>○障害のある子どもの発達支援・障害児通所支援について課題と思うこと、今後力を入れて取り組むべきだと思う内容</li> <li>○その他、本計画の策定に向けた意見・要望等</li> </ul>

## ② ヒアリング調査を通じて寄せられた主な意見

### 就労機会の拡大と就労定着、社会参加・体験

- ・ 就労場所、職場体験実習のさらなる増加・拡大
- ・ 就労及びその後の定着に向けた継続的な支援
- ・ 障害の特性に合わせた支援者の専門性の向上
- ・ オンラインを活用した体験の機会の創設、精神的なケアを目的とした居場所づくり

### 生活環境、住まいの確保、地域生活への移行

- ・ 障害者と地域住民の交流の場
- ・ 支援者の充実
- ・ 医療機関や不動産業者等への障害者差別解消法の啓発
- ・ 一般的な賃貸住宅への入居の配慮やサポート
- ・ 障害特性に配慮した住宅の確保、介護支援や医療支援体制の充実した住宅の整備
- ・ 重度障害者も入居できるグループホームの創設
- ・ 社会的入院者の住居確保
- ・ 地域生活支援拠点の充実
- ・ 24時間365日対応の生活支援を重点とした、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの実施

### 相談支援体制、人材の確保

- ・ 相談支援事業所の情報開示
- ・ きめ細やかな相談体制の確保、障害・分野ごとの相談支援専門員の配置
- ・ 相談員としての障害当事者の配置
- ・ 相談員の質の向上
- ・ 行政機関内での共通する相談案件の共有
- ・ アウトリーチの強化及び必要な医療やサービス等が受けられる仕組みの推進
- ・ 年齢制限のない、切れめのない相談支援体制
- ・ より身近な相談支援窓口の創設
- ・ 職員（相談員）への報酬の向上、財源の確保

## 福祉制度・サービス

- ・ 同行援護のガイドヘルパー人数・時間数の増加
- ・ 通院介助の制限撤廃
- ・ サービス内容の点字版の提供
- ・ サービス事業者・グループホーム運営事業者の福祉事業への理解促進、事業認可や監督指導の徹底
- ・ 緊急時の重度障害者の受入れ先の確保
- ・ 軽度の障害や発達障害者への柔軟な対応
- ・ 障害のある当事者に寄り添った福祉制度の充実

## 障害のある子どもの発達支援・障害児通所支援

### ○全般

- ・ 教育と福祉のさらなる連携
- ・ 子どもから成人までの切れ目のない支援、継続的なサポート体制

### ○特に重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子どもへの支援

- ・ 医療・福祉・教育分野の全般的なバックアップ
- ・ 拠点施設における医療的ケア児の利用体制の確立
- ・ 家族及び養護者の負担軽減
- ・ 医療的ケアの必要な人が利用できる短期入所の確保

### ○軽度の発達障害児が青年期を迎え、進学や就労等で直面する課題とその児童・保護者に対する支援

- ・ 進学・就労に関する情報開示、卒業後の進路の拡充、バックアップの促進
- ・ 障害受容が困難な人のための相談支援機関窓口以外（ホームページ等）での情報開示・オンライン相談
- ・ 幼少時の健診及び相談の機会の充実

## その他、計画の策定に向けて

- ・ 障害者やその家族への福祉計画の開示、視覚障害者への点字版・音声版での情報提供、市民への周知
- ・ 障害があっても自由に選べて、当たり前豊かな暮らしを送ることができるような当事者の生活の質の向上
- ・ 市民等への障害への理解促進、啓発

### (3) 豊中市医療的ケア児等実態把握調査の主な結果

医療的ケア<sup>※</sup>が必要な児童や重症心身障害児がどのライフステージにおいても、地域で主体的に生活できる環境整備を進めるため、医療的ケア児等の生活環境をはじめ、支援ニーズや困りごとなどを把握し、今後の施策展開の基礎資料を得ることを目的に、アンケート調査を実施しました。

主な結果については、次のとおりです。

#### ① 調査の概要

調査対象	市内在住の児童のうち、医療的ケアを必要とする児童及び重症心身障害児
調査方法	郵送により配布・回収、『豊中市電子申込システム』による回答も併用
調査期間	令和2年(2020年)8月
回収状況	配布数：119件、有効回答数：57件、有効回答率：47.9%

#### ② 主な調査結果

- ・調査対象とした重症心身障害児のうち、何らかの医療的ケアを必要としている人は47.4%で、内容としては、浣腸、吸引、経管栄養、経鼻・胃ろう・腸ろう管理の順となっています。
- ・家族が抱える負担感や不安感として、「日々の生活は、緊張の連続だと思う」と「睡眠不足が慢性的に続いている」がそれぞれ35.7%となっています。
- ・現在利用しているものも含め、今後利用を希望するサービスは、放課後等デイサービスが83.9%、計画相談支援が76.8%、訪問リハビリが57.1%、移動支援が55.4%、居宅介護と短期入所が各48.2%などとなっています。
- ・災害時の備えとして取り組んでいることは、『避難行動要支援者名簿』への登録が46.4%、「避難場所・避難ルート・避難方法の確認」が41.1%、「医療用具や衛生材料等の備蓄」が39.3%などとなっています。
- ・知りたい情報は、「進学・進路について」が77.2%と最も多く、次いで「利用できる助成制度等の内容や手続きについて」が66.7%、「福祉サービスの種類・内容や手続きについて」が63.2%となっています。
- ・情報収集や相談について望むことは、「支援サービスや相談機関の情報をわかりやすく提供してほしい」が66.7%と最も多く、次いで「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」が45.6%、「専門的な相談機関を充実してほしい」が40.4%となっています。

<sup>※</sup>医療的ケアとは：在宅等で日常的に行われているたんの吸引・経管栄養・酸素療法・人工呼吸器使用などの医行為をさす。

## 4 今後の施策推進に向けた課題

国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民・事業者の意識等から本計画における課題を、国の基本指針において掲げられた成果目標の項目ごとに整理すると、次のような内容が考えられます。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 施設入所者数については緩やかな減少傾向にありますが、入所者に対する市民アンケート調査結果では、入所者で地域生活を希望する人の割合が経年的に低下しています。一方で、入所年数が短い人については地域移行の可能性があることがうかがえます。
- 地域生活を希望しない人の理由として、施設外の生活イメージや地域生活への移行の流れがわからないと答える人が多いことから、地域移行の可能性のある人への働きかけをより行うことで、地域移行を促進していく必要があります。
- 地域側の受け皿として、共同生活援助（グループホーム）と短期入所についてサービス提供体制のさらなる充実が必要です。

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 前計画における成果目標であった「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、障害者自立支援協議会等を活用して対応を図っていますが、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、この協議の場を引き続き設けるとともに、具体的な目標の設定と評価の仕組みづくりに向けて協議を進めていく必要があります。
- また、地域へ移行することに対する当事者の不安感を取り除き、移行への意欲の向上に努めることが必要であるとともに、移行後も安心して長く暮らすために、必要とする支援を行うことが求められます。

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点については、民設民営により開設済ですが、サービス事業所、相談支援事業所としての事業展開を行うことに加え、地域に開かれた支援拠点として機能の充実を図る必要があります。
- 障害の重度化や8050問題に代表される本人・家族の高齢化、ダブルケア状態に置かれる家庭の増加に伴い、現在家族と暮らす障害のある人の将来的な自立、家族がいなくなったときの生活や生活費についての不安が高まっています。これに伴い、共同生活援助（グループホーム）や短期入所等の利用ニーズが一層拡大すると思われることから、地域生活支援拠点の提供体制の拡充に向けた検討を進める必要があります。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 市民アンケート調査結果では、18歳以上の人で一般就労への関心が高まっており、就労系の障害福祉サービス、とよなか障害者就業・生活支援センター、地域就労支援事業等を通じた一般就労への移行も進んでいます。
- 就労定着支援については、職場への定着について一定の効果が確認できたことから、サービス利用を促進していく働きかけが必要です。同時に就職後の生活環境の変化に伴い生じる課題に対応することが、定着率のさらなる向上につながると思われるため、相談支援体制の周知、利用の促進が必要です。
- 従来からの課題である就労継続支援（B型）の工賃向上に向けた一層の取り組みが必要です。
- より多くの障害のある人が働くことができるよう、企業の障害への理解を含めた雇用環境の整備等を促進するとともに、就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組むことが必要です。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する児童数が増加しています。また、重症心身障害児や医療的ケア児、強度行動障害や高次脳機能障害のある障害児など、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な支援体制の整備が必要です。今後とも利用ニーズを見極めながら、利用における相談体制の整備とサービス提供体制の充実を図る必要があります。また、その際には、子どもの育ちや取り巻く環境、障害特性等に応じて適切な支援につながるよう、サービスの質の確保・向上に資する取り組みを進める必要があります。
- 市民アンケート調査結果では、充実が必要だと思える施策として、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」や「小・中学校、高等学校での教育機会の拡充」を求める割合が高くなっています。また、気にかかっていることとして、年齢が上がるにつれて、「進学や就職などの進路のこと」についての意見が多くなっています。保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及び保護者が安心して支援を受け続けられる体制を構築する必要があります。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

- 障害福祉分野のみならず、介護保険や子育て・子育て支援などの他分野の福祉制度とも連携し、生涯を通じた切れ目のない支援が必要です。また、関係機関等と協力しながら、複合的な課題を抱える世帯の多様なニーズに応えるための体制づくりが求められています。
- 市民アンケート調査結果では「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活」について気にかかっている障害福祉サービス利用者が多いことに加え、「福祉・医療・発達面での専門的な相談支援体制」の充実を望む人が多く見られます。これらのことから、障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、身近なところで、必要な時にいつでも相談でき、適切な支援を受けられる体制の充実が引き続き求められています。



## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 市民アンケート調査結果では、市や事業者等に対して「困ったことや心配と思うことを理解してもらえなかった」、「専門的な助言を受けられなかった」等の意見がありました。市職員は引き続きさらなる障害福祉サービス等の知識の向上に努め、スキルアップを図り、より当事者に寄り添った支援等を行うことが求められています。
- 国の基本指針では、障害福祉サービス等事業者の報酬請求に係る過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切なサービス利用を図ることとされています。本市でも毎月一定数の過誤等が起こっている実情があることから、大阪府国民健康保険団体連合会から配信される給付実績等の情報を活用し、不適正な給付がないかを検証するとともに、計画的な実地指導等を行うことにより適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。
- 異分野から事業者の参入が多いサービスについては、障害特性に依じて的確なサービス提供がなされるよう、サービスの質の確保・向上に資する取組みを進める必要があります。先述の市職員の対応等の向上とともに、事業者等のサービスの質も向上することで、市全体として適正な障害福祉サービス等の提供に努めることが必要です。
- 障害児通所支援においては、専門的で質の高い療育の体制を希望する人が多く、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要です。そのためには、研修の機会を確保するとともに、支援者同士の交流等を通じて知識・技術の習得意欲を喚起する取組みが必要です。
- 障害児通所支援は子どもへの直接的な支援だけでなく、保護者支援を通じて障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面があります。具体的には、子育ての悩み等に対する相談を行うことやペアレント・トレーニング等を活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること等を通じて、保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも子どもの発達に好ましい影響を及ぼすと期待されており、障害児通所支援事業所の保護者支援・家族支援の取組みを進める必要があります。

# 第3章

## 成果目標と達成に向けた取組み

国の基本指針における成果目標の設定に関する考え方をふまえ、令和5年度(2023年度)を目標年度とする7項目の成果目標を掲げ、目標の達成に向けた総合的・計画的な取組みに努めます。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ❀ 成果目標 ❀

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
入所者数	221人	・令和元年度(2019年度)末時点の入所者数から削減数を引いた数。
地域生活への移行者数 (入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数)	14人	・国・府の指針では令和元年度(2019年度)末の施設入所者数の6%以上。
削減数	4人	・国・府の指針では令和元年度(2019年度)末の施設入所者数の1.6%以上。

#### ❀ 目標の達成に向けた主な取組み ❀

- 地域生活支援拠点が運営する「地域移行調整会議」で市内入所施設からの地域移行状況の把握と課題解決に向けた取組みを実施します。
- 「障害者グループホーム整備方針」に基づき、重度の障害のある人、強度行動障害のある人など様々な人が入居できるグループホームの整備を促進します。

- グループホームにおける障害のある人の地域生活について、豊中市障害者啓発活動委員会とともに作成したDVDを活用しながら、様々な機会を通じた啓発を実施します。
- 豊中市居住支援協議会と連携し、障害のある人が民間賃貸住宅に円滑に入居できるような支援を検討します。
- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種団体等とともに、引き続き障害への理解促進・啓発活動を実施します。
- 地域移行が進むよう、障害者自立支援協議会や相談支援事業連絡会で事例検討等を通じてノウハウを蓄積するとともに、地域特性をふまえた課題集約と課題の解消に向けた取組みを促進します。
- 地域移行が可能な障害者支援施設入所者の把握に加え、地域資源や利用可能な制度を周知し、さらにピアサポーターの活用等を通じて、地域移行への意欲向上に努めます。
- 障害のある人が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう支援するために自立生活援助の整備とサービス利用の促進を図ります。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 成果目標

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を316日以上。
精神病床の1年以上入院患者数	245人	・国指針では、令和5年度(2023年度)末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定。 ・府指針では、令和5年(2023年)6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,688人とし、各市町村においては、長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。 (大阪府からデータ提供あり)
退院率	入院後3か月時点： 69% 入院後6か月時点： 86% 入院後1年時点： 92%	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。

### 目標の達成に向けた主な取組み

- 保健所と連携しながら、未治療・医療中断などの医療・保健分野における課題と、社会資源の活用・開発などの福祉分野における課題に取り組み、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための体制づくりを推進します。
- 地域移行が可能な精神科病院長期入院患者について、利用可能な制度周知を行います。
- 長期にわたり精神科病院に入院していると、地域生活についてのイメージが持ちにくいことから、退院者が入院者に退院後の生活の楽しさを伝え、当事者同士のつながりをつくるピアサポート等を実施します。

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	2回	3回	3回	3回
上記協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の年間参加者数	11人	11人	11人	11人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数 (目標：地域課題の抽出・検討)	2回	2回	3回	4回
精神障害者の地域移行支援の月平均利用者数	0人	2人	2人	2人
精神障害者の地域定着支援の月平均利用者数	1人	2人	2人	2人
精神障害者の共同生活援助(グループホーム)の月平均利用者数	63人	73人	80人	87人
精神障害者の自立生活援助の月平均利用者数	2人	3人	3人	3人

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### ❁ 成果目標 ❁

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	1 拠点 (整備済)	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保。
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回以上	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討。

#### ❁ 目標の達成に向けた主な取組み ❁

- 緊急時における短期入所の受入れについて、市域の事業所と検討を進めます。
- 市域の「障害支援力」を高める人材育成や、そのための研修を実施します。
- 市域に不足している医療的ケアの必要な重症心身障害のある人への支援の充実を図るため、「重度医療的ケア支援スキル啓発事業」、「医療的ケアのある重症心身障害者支援にかかる施設運営補助」を実施し、日中活動の場の開拓に努めます。また、豊能圏域重症心身障害児者連絡会議にて議論を進め、広域的に対応する仕組みを検討します。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 成果目標

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
年間一般就労移行者数 (全体)	153人	・国・府の指針では、令和元年度(2019年度)実績の1.27倍以上。 (大阪府からデータ提供あり)
年間一般就労移行者数 (就労移行支援)	127人	・国・府の指針では、令和元年度(2019年度)実績の1.30倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。(大阪府からデータ提供あり)
年間一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	17人	・国・府の指針では、令和元年度(2019年度)実績の1.26倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。(大阪府からデータ提供あり)
年間一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	9人	・国・府の指針では、令和元年度(2019年度)実績の1.23倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。(大阪府からデータ提供あり)
一般就労移行者の就労 定着支援事業の利用率	7割以上	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用。 (大阪府からデータ提供あり)
就労定着支援の就労定 着率	7割以上	・国・府の指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。 (大阪府からデータ提供あり)
就労継続支援(B型) 事業所における平均工 賃額	10,978円	・大阪府独自で設定。 ・府指針では、大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援(B型)事業所において設定した目標工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見をふまえて設定。 ・各市町村においては、管内の就労継続支援(B型)事業所において設定した目標工賃をふまえ、目標設定。 (大阪府からデータ提供あり)

## 目標の達成に向けた主な取組み

- 福祉施設から一般就労へ移行した人が継続して就労するために、就労定着支援の整備とサービス利用の促進を図ります。
- パンフレット等で相談支援制度の周知を行い、生活上の支援を強化し、定着率向上につなげます。
- 「豊中市による障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達方針」に基づき調達を推進するとともに、商品力と品質の向上を目的に、職員あっせん販売時の購入者からの感想や商品の改善点を障害者就労支援施設等に伝えます。
- 障害のある人の工賃向上のため、福祉的就労の場の物品・サービスの販売の拡大等について、日中活動事業者連絡会等とともに検討します。



## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 成果目標

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	1か所	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築 2か所以上	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに、市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 3か所以上 放課後等デイサービス 5か所以上	・国指針では、令和5年度(2023年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。 ・府指針では、各市町村は府の目標値を重症心身障害児数で按分して目標設定。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	体制の構築	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を市町村に設置。 ・府指針では、令和5年度(2023年度)末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、少なくとも福祉関係1名、医療関係1名を基本に、地域の実情に応じて市町村に配置。
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	体制の構築	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保(大阪府実施)。 ・府指針では、各市町村においては関係機関等と連携し、早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につなげる。

### 目標の達成に向けた主な取組み

#### 【障害のある子どもへの支援の充実にに向けた取組み】

○関係機関と連携した切れ目のない支援については、「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」(平成28年(2016年)9月)に示す、「気づく」「つなぐ」「支える」の基本姿勢のもと取組みを進めます。

○支援者に対する人材育成については、研修会や支援者交流による専門性の向上に向けた取組みの充実に図ります。

- 市における子どもの障害特性や保護者ニーズ等に合わせた通所支援のサービス提供の考え方を示します。また、家庭、通所支援、学校等のそれぞれの役割分担を明確にし、情報共有や連携を図るための取組みを進めます。
- 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の活性化により、市における課題の抽出と取組みの方向性を示します。また、個々の発達段階に応じた支援や医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援を協議の場を活用しながら行います。

### 【児童発達支援センターの機能充実】

- 障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できる総合的かつ一貫した支援を提供する市域の拠点である児童発達支援センターにおいて、障害福祉センターひまわりの機能とも連携し、障害種別や年齢に関わらず、切れ目のない支援を行います。
- 保護者支援については、子どもの育ちを支える力をつけるために、講座や研修会等の取組みの充実を図ります。
- いつでも相談ができ、訪問による保育所・学校等の子どもの所属先への後方支援も行う地域支援機能の充実を図ります。
- 重症心身障害児に対しては、診療所を併設した児童発達支援センターにおいて、医療と福祉の両面からの総合的な支援を乳幼児期から成人移行期まで継続的に実施します。

### ◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレント・プログラム受講者数	8人	12人	24人	24人
ペアレント・トレーニング受講者数	6人	6人	6人	6人
ペアレントメンター講習会受講者数	70人	80人	80人	80人

※ペアレントメンター講習会は、大阪府が養成しているペアレントメンターを派遣要請しており、今後も大阪府と連携しながら取組みを進めます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 🌸 成果目標 🌸

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	体制の確保 基幹相談支援センター 設置済	・国指針では、各市町村または各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保。 ・府指針では、令和5年度(2023年度)末までに、基幹相談支援センターをすべての市町村において設置。

### 🌸 目標の達成に向けた主な取組み 🌸

- 切れ目のない支援のための「支援手帳」の周知・活用、「支援手帳」取得者への定期的な生活状況確認を引き続き実施します。
- 各種媒体や手法を用いて、相談支援体制を周知します。
- 市委託相談支援事業所が担当する圏域の分け方についての再検討を行い、多機関連携がスムーズに行えるよう、日常生活圏域を意識した新体制を構築します。
- 地域及び他市への実態調査を行い、支援体制の現状を把握します。また、市委託相談支援事業所へのヒアリング等により相談支援事業における問題点を整理し、よりよい体制を構築します。
- 主任相談支援専門員が多機関連携や障害者自立支援協議会において中心的な役割を担うことによって、相談支援体制を強化し、住みやすい地域づくりを推進します。
- 障害や発達に課題のある子どもとその保護者・支援者等に、初期の相談対応からサービス利用の調整までの総合的な支援を継続的に行います。また、障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降に地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	24件	24件	24件	24件
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	4件	6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組の年間実施回数	12回	14回	14回	14回
こども療育相談対応件数	900件	900件	900件	1,000件
ピアサポート活動への参加人数	12人	12人	12人	12人

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ❁ 成果目標 ❁

項目	令和5年度(2023年度)目標	目標設定の考え方
サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築	・国指針では、各都道府県や各市町村において、令和5年度(2023年度)末までにサービスの質の向上を図るための体制を構築。
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施	・大阪府独自で設定。
報酬の審査体制の強化等	実施	・府指針では、各市町村において、令和5年度(2023年度)末までにサービスの質の向上を図るための取組みを実施。
指導権限を有する者との協力連携	実施	
適正な指導監査等	実施	

### ❁ 目標の達成に向けた主な取組み ❁

- 大阪府その他の機関等による、障害者総合支援法や障害福祉サービス、請求制度に関する具体的理解のための市職員向け研修等に参加します。
- 障害福祉サービス等事業者の指導・監査等に係る関係課・機関等と連携し、指導監査の適正な実施とその結果の情報共有、請求審査結果の分析等を通じて、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上を推進します。
- 報酬請求エラーの多い項目について、集団指導等の場で注意喚起を行います。
- 豊中市障害児通所支援事業者連絡会の側面的支援を通じて、サービス提供事業者間の連携の確保を図るとともに、事業者への情報提供や福祉人材の確保・育成につながる研修や事例検討会等の取組みを行います。

#### ◆ 成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】	【見込み】		
	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加	30人	43人	43人	43人
審査結果の共有及び指導監査の適正な実施と結果の共有	114回	313回	327回	330回

# 第4章

## 障害福祉サービスの見込量と確保方策

### ① 障害福祉サービス等の見込量

#### (1) 障害福祉サービス

##### ① 訪問系サービス

##### 🌸 サービスの内容 🌸

サービス名	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人 (障害支援区分1以上)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障害・精神障害のある人で、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人	障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人 (障害支援区分3以上)	障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害のある人で、 ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害のある人 ・最重度の知的障害のある人 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害のある人	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。

## 第5期における実績

【居宅介護の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	406	410	101.0%	407	423	103.9%	408	382	93.6%
	時間分	14,156	13,954	98.6%	14,208	14,068	99.0%	14,261	14,590	102.3%
知的障害者	人分	223	223	100.0%	242	252	104.1%	261	229	87.7%
	時間分	5,376	4,860	90.4%	5,376	4,974	92.5%	5,376	5,515	102.6%
精神障害者	人分	535	558	104.3%	585	603	103.1%	635	592	93.2%
	時間分	10,220	9,773	95.6%	11,237	10,505	93.5%	12,265	11,362	92.6%
障害児	人分	88	92	104.5%	90	98	108.9%	92	82	89.1%
	時間分	2,683	2,265	84.4%	2,738	2,194	80.1%	2,793	1,882	67.4%
合計	人分	1,252	1,283	102.5%	1,324	1,376	103.9%	1,396	1,285	92.0%
	時間分	32,435	30,852	95.1%	33,559	31,741	94.6%	34,695	33,349	96.1%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【重度訪問介護の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	45	52	115.6%	44	50	113.6%	43	48	111.6%
	時間分	15,134	16,096	106.4%	14,835	15,331	103.3%	14,534	15,140	104.2%
知的障害者	人分	8	10	125.0%	9	13	144.4%	10	13	130.0%
	時間分	4,564	4,838	106.0%	5,481	5,600	102.2%	6,475	6,025	93.1%
精神障害者	人分	0	1	—	0	1	—	0	1	—
	時間分	0	86	—	0	89	—	0	2	—
合計	人分	53	63	118.9%	53	64	120.8%	53	62	117.0%
	時間分	19,698	21,020	106.7%	20,316	21,020	103.5%	21,009	21,167	100.8%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

**【行動援護の月あたり見込量と実績】**

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
知的障害者	人分	10	10	100.0%	12	10	83.3%	14	9	64.3%
	時間分	918	732	79.7%	1,074	780	72.6%	1,222	889	72.7%
精神障害者	人分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
障害児	人分	1	1	100.0%	1	2	200.0%	1	1	100.0%
	時間分	17	18	105.9%	17	50	294.1%	17	10	58.8%
合計	人分	11	11	100.0%	13	12	92.3%	15	10	66.7%
	時間分	935	750	80.2%	1,091	830	76.1%	1,239	899	72.6%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

**【同行援護の月あたり見込量と実績】**

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	144	144	100.0%	148	148	100.0%	153	132	86.3%
	時間分	4,380	4,030	92.0%	4,563	3,891	85.3%	4,780	3,122	65.3%
障害児	人分	3	4	133.3%	3	3	100.0%	3	2	66.7%
	時間分	109	78	71.6%	109	54	49.5%	109	13	11.9%
合計	人分	147	148	100.7%	151	151	100.0%	156	134	85.9%
	時間分	4,489	4,108	91.5%	4,672	3,945	84.4%	4,889	3,135	64.1%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)



【重度障害者等包括支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
知的障害者	人分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障害者	人分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人分	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【訪問系サービス(合計)の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	595	606	101.8%	599	621	103.7%	604	562	93.0%
	時間分	33,670	34,080	101.2%	33,606	33,290	99.1%	33,575	32,852	97.8%
知的障害者	人分	241	243	100.8%	263	275	104.6%	285	251	88.1%
	時間分	10,858	10,430	96.1%	11,931	11,354	95.2%	13,073	12,429	95.1%
精神障害者	人分	535	559	104.5%	585	604	103.2%	635	593	93.4%
	時間分	10,220	9,859	96.5%	11,237	10,594	94.3%	12,265	11,364	92.7%
障害児	人分	92	97	105.4%	94	103	109.6%	96	85	88.5%
	時間分	2,809	2,361	84.1%	2,864	2,298	80.2%	2,919	1,905	65.3%
合計	人分	1,463	1,505	102.9%	1,541	1,603	104.0%	1,620	1,491	92.0%
	時間分	57,557	56,730	98.6%	59,638	57,536	96.5%	61,832	58,550	94.7%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

## 第6期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
<b>居宅介護等の訪問系サービス</b> 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実利用見込者数【人分】</li> <li>・月平均あたりの利用時間総数【時間分】              = [月平均実利用者数の見込] × [1人あたりの月平均利用時間数]</li> <li>・月平均実利用者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> <li>・月平均あたりの利用時間総数は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、1人あたり月平均の利用時間数を算出したうえで、総数の伸びも勘案し算出しています。</li> <li>・令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>

## 第6期における月あたりの見込

サービス名	種別	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		実利用者数 (人分)	利用時間 (時間分)	実利用者数 (人分)	利用時間 (時間分)	実利用者数 (人分)	利用時間 (時間分)
居宅介護	身体	436	14,080	443	14,086	450	14,092
	知的	301	5,210	329	5,332	360	5,457
	精神	704	11,874	761	12,624	822	13,422
	障害児	108	2,409	114	2,459	120	2,510
	合計	1,549	33,573	1,647	34,501	1,752	35,481
重度訪問介護	身体	53	15,899	55	16,191	57	16,488
	知的	19	7,501	22	8,681	25	10,047
	精神	1	94	1	97	1	100
	合計	73	23,494	78	24,969	83	26,635
行動援護	知的	10	889	10	889	10	889
	精神	0	0	0	0	0	0
	障害児	2	50	2	50	2	50
	合計	12	939	12	939	12	939
同行援護	身体	154	3,836	157	3,809	160	3,782
	障害児	3	109	3	109	3	109
	合計	157	3,945	160	3,918	163	3,891
重度障害者等包括支援	合計	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス計	身体	643	33,815	655	34,086	667	34,362
	知的	330	13,600	361	14,902	395	16,393
	精神	705	11,968	762	12,721	823	13,522
	障害児	113	2,568	119	2,618	125	2,669
	合計	1,791	61,951	1,897	64,327	2,010	66,946

## 見込量確保方策の考え方

- ・ いずれのサービスについても、事業所数が増えサービス提供体制が整ってきたといえますが、豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会等での勉強会や、従事者養成研修の案内を積極的に行うことにより、さらなる従事者の数と質の向上に努めます。
- ・ 重度障害者等包括支援については、市内に事業所がないためサービス量を見込んでいませんが、サービス利用を考えている市民から相談があった場合には適切に対応します。

## ② 短期入所

### 🍀 サービスの内容 🍀

サービス名	主な対象者	実施内容
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅での介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障害のある人	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

### 🍀 第5期における実績 🍀

【短期入所の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	68	66	97.1%	73	72	98.6%	78	58	74.4%
	人日分	635	511	80.5%	753	541	71.8%	882	469	53.2%
知的障害者	人分	186	176	94.6%	209	187	89.5%	232	168	72.4%
	人日分	1,315	1,308	99.5%	1,523	1,419	93.2%	1,741	1,358	78.0%
精神障害者	人分	13	11	84.6%	14	12	85.7%	16	11	68.8%
	人日分	117	90	76.9%	131	87	66.4%	154	99	64.3%
障害児	人分	40	48	120.0%	48	45	93.8%	56	26	46.4%
	人日分	219	209	95.4%	267	190	71.2%	316	126	39.9%
合計	人分	307	301	98.0%	344	316	91.9%	382	263	68.8%
	人日分	2,286	2,118	92.7%	2,674	2,237	83.7%	3,093	2,052	66.3%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

## 第6期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実利用見込者数【人分】</li> <li>・ 月平均あたりの利用日数（泊数）総数【人日分】 ＝[月間の利用人員]×[1人あたり月平均利用日数]</li> <li>・ 月平均実利用者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> <li>・ 月平均あたりの利用日数（泊数）総数は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、1人あたり月平均の利用日数を算出したうえで、総数の伸びも勘案し算出しています。</li> <li>・ 令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>

## 第6期における月あたりの見込

サービス名	種別	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)
短期入所	身体	82	606	87	641	93	678
	知的	211	1,668	224	1,809	238	1,961
	精神	14	96	15	101	16	106
	障害児	65	246	78	280	94	319
	合計	372	2,616	404	2,831	441	3,064

## 見込量確保方策の考え方

- ・ 緊急時等に対応できるよう、地域生活支援拠点等における短期入所のあり方を市内の指定事業者と検討します。
- ・ 医療的ケアの必要な人が利用できる短期入所のニーズがあることから、その確保について広域的な視点で議論を進めます。

### ③ 日中活動系サービス

#### 🍀 サービスの内容 🍀

サービス名	主な対象者	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は、障害支援区分2以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害のある人で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 （機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 （生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入院者等の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 （宿泊型自立訓練）	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な人	知的障害または精神障害のある人に、生活能力の向上を図るため、施設に宿泊をしながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

サービス名	主な対象者	実施内容
就労移行支援	<p>一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人</p>	<p>一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）</p>
就労継続支援（A型）	<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人（利用開始時に65歳未満）</p> <p>① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>② 支援学校を卒業して就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③ 就労経験のある人で、現在雇用関係がない人</p>	<p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
就労継続支援（B型）	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人</p> <p>① 企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人</p> <p>② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③ 50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者</p>	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
就労定着支援	<p>生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害のある人</p>	<p>障害のある人が新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため、</p> <p>① 事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整（法定事項）</p> <p>② 雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。</p>

## 第5期における実績

### 【生活介護の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	327	340	104.0%	332	384	115.7%	337	328	97.3%
	人日分	6,107	5,859	95.9%	6,235	5,864	94.0%	6,365	5,855	92.0%
知的障害者	人分	636	650	102.2%	652	741	113.7%	668	676	101.2%
	人日分	13,318	12,831	96.3%	13,777	13,346	96.9%	14,243	13,639	95.8%
精神障害者	人分	52	49	94.2%	55	54	98.2%	58	50	86.2%
	人日分	634	593	93.5%	678	628	92.6%	723	598	82.7%
合計	人分	1,015	1,039	102.4%	1,039	1,179	113.5%	1,063	1,054	99.2%
	人日分	20,059	19,283	96.1%	20,690	19,838	95.9%	21,331	20,092	94.2%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

### 【療養介護の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
	人分	52	55	105.8%	53	51	96.2%	54	48	88.9%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)



**【自立訓練（機能訓練・生活訓練）の月あたり見込量と実績】**

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	3	3	100.0%	3	4	133.3%	3	4	133.3%
	人日分	52	36	69.2%	56	44	78.6%	60	71	118.3%
知的障害者	人分	23	17	73.9%	26	16	61.5%	30	18	60.0%
	人日分	466	279	59.9%	550	274	49.8%	661	314	47.5%
精神障害者	人分	18	16	88.9%	21	18	85.7%	24	22	91.7%
	人日分	268	190	70.9%	293	205	70.0%	312	361	115.7%
合計	人分	44	36	81.8%	50	38	76.0%	57	44	77.2%
	人日分	786	505	64.2%	899	523	58.2%	1,033	746	72.2%

※令和2年度(2020年度)は見込（令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

**【自立訓練（宿泊型自立訓練）の月あたり見込量と実績】**

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
知的障害者	人分	2	1	50.0%	2	2	100.0%	2	1	50.0%
	人日分	32	9	28.1%	32	52	162.5%	32	45	140.6%
精神障害者	人分	13	10	76.9%	15	5	33.3%	17	4	23.5%
	人日分	343	242	70.6%	405	138	34.1%	470	118	25.1%
合計	人分	15	11	73.3%	17	7	41.2%	19	5	26.3%
	人日分	375	251	66.9%	437	190	43.5%	502	163	32.5%

※令和2年度(2020年度)は見込（令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

【就労移行支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	6	13	216.7%	6	11	183.3%	6	12	200.0%
	人日分	94	198	210.6%	94	145	154.3%	94	172	183.0%
知的障害者	人分	31	40	129.0%	31	37	119.4%	31	33	106.5%
	人日分	652	727	111.5%	689	614	89.1%	727	614	84.5%
精神障害者	人分	121	127	105.0%	129	142	110.1%	137	136	99.3%
	人日分	2,183	1,904	87.2%	2,474	2,064	83.4%	2,783	2,110	75.8%
合計	人分	158	180	113.9%	166	190	114.5%	174	181	104.0%
	人日分	2,929	2,829	96.6%	3,257	2,823	86.7%	3,604	2,896	80.4%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【就労継続支援(A型)の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	32	34	106.3%	32	37	115.6%	32	38	118.8%
	人日分	637	642	100.8%	637	698	109.6%	637	745	117.0%
知的障害者	人分	81	86	106.2%	81	88	108.6%	81	83	102.5%
	人日分	1,701	1,652	97.1%	1,701	1,656	97.4%	1,701	1,630	95.8%
精神障害者	人分	108	127	117.6%	108	131	121.3%	108	127	117.6%
	人日分	2,102	2,230	106.1%	2,102	2,265	107.8%	2,102	2,328	110.8%
合計	人分	221	247	111.8%	221	256	115.8%	221	248	112.2%
	人日分	4,440	4,524	101.9%	4,440	4,619	104.0%	4,440	4,703	105.9%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【就労継続支援（B型）の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	50	57	114.0%	50	62	124.0%	50	56	112.0%
	人日分	702	773	110.1%	718	845	117.7%	733	847	115.6%
知的障害者	人分	189	213	112.7%	190	222	116.8%	192	223	116.1%
	人日分	3,471	3,674	105.8%	3,488	3,876	111.1%	3,524	4,010	113.8%
精神障害者	人分	187	192	102.7%	194	227	117.0%	202	227	112.4%
	人日分	2,659	2,353	88.5%	2,900	2,750	94.8%	3,167	2,933	92.6%
合計	人分	426	462	108.5%	434	511	117.7%	444	506	114.0%
	人日分	6,832	6,800	99.5%	7,106	7,471	105.1%	7,424	7,790	104.9%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

【就労定着支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	14	0	0.0%	24	2	8.3%	29	2	6.9%
知的障害者	人分	32	7	21.9%	55	14	25.5%	67	15	22.4%
精神障害者	人分	17	20	117.6%	29	50	172.4%	35	45	128.6%
合計	人分	63	27	42.9%	108	66	61.1%	131	62	47.3%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

## 第6期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
<b>日中活動系サービス</b> 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 自立訓練（宿泊型自立訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実利用見込者数【人分】</li> <li>・ 月平均あたりの利用日数総数【人日分】                          = [月間の利用人員] × [1人あたりの月平均利用日数]</li> <li>・ 月平均実利用者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> <li>・ 月平均あたりの利用日数総数は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、1人あたり月平均の利用日数を算出したうえで、総数の伸びも勘案し算出しています。</li> <li>・ 令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>
<b>日中活動系サービス</b> 就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月平均利用者数【人分】</li> <li>・ 就労定着支援の月平均利用者数の見込は、福祉施設の利用者の一般就労への移行数をもとに、平成30年度(2018年度)及び令和元年度(2019年度)の実績を勘案し算出しています。</li> <li>・ 令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>
<b>日中活動系サービス</b> 療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月平均利用者数【人分】</li> <li>・ 月平均利用者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> <li>・ 令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>

第6期における月あたりの見込

サービス名	種別	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)	実利用者数 (人分)	利用日数 総数 (人日分)
生活介護	身体	399	5,992	407	6,057	415	6,123
	知的	773	14,184	789	14,623	806	15,075
	精神	56	659	57	675	58	691
	合計	1,228	20,835	1,253	21,355	1,279	21,889
療養介護		52	—	52	—	52	—
自立訓練 ・機能訓練 ・生活訓練	身体	4	49	4	49	4	49
	知的	16	275	16	275	16	275
	精神	21	246	23	270	25	294
	合計	41	570	43	594	45	618
自立訓練 ・宿泊型自立訓練	知的	2	59	2	59	2	59
	精神	5	138	5	138	5	138
	合計	7	197	7	197	7	197
就労移行支援	身体	11	160	11	160	11	160
	知的	35	633	35	633	35	633
	精神	169	2,424	184	2,627	198	2,847
	合計	215	3,217	230	3,420	244	3,640
就労継続支援 (A型)	身体	42	792	45	848	48	905
	知的	92	1,731	94	1,768	96	1,806
	精神	139	2,403	143	2,472	148	2,558
	合計	273	4,926	282	5,088	292	5,269
就労継続支援 (B型)	身体	62	840	62	840	62	840
	知的	241	4,226	251	4,401	262	4,594
	精神	255	3,201	270	3,390	286	3,591
	合計	558	8,267	583	8,631	610	9,025
就労定着支援	身体	3	—	3	—	3	—
	知的	17	—	19	—	21	—
	精神	66	—	75	—	84	—
	合計	86	—	97	—	108	—

## 見込量確保方策の考え方

- ・ 高度な医療的ケアが必要な重症心身障害者が増加していることから、令和2年度(2020年度)に市が創設した「医療的ケアのある重症心身障害者支援にかかる施設運営補助金」の活用を促進することで、当事者の日中活動の場を拡充し、必要なサービスの確保に努めます。
- ・ 各相談支援事業所、ハローワーク、とよなか障害者就業・生活支援センター、庁内関係課等と連携し、日中活動、就労移行、就労継続等の障害福祉サービスの利用促進を図ります。
- ・ 福祉施設から一般就労へ移行した人が継続して就労するために、就労定着支援の整備とサービス利用の促進を図ります。

#### ④ 居住系サービス

##### 🌿 サービスの内容 🌿

サービス名	主な対象者	実施内容
共同生活援助	就労、または生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする人	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）
自立生活援助	（AかつB） A)定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害のある人 B)居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害のある人	①定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問 ②相談対応等の方法による障害のある人等に係る状況の把握 ③必要な情報の提供及び助言並びに相談 ④関係機関（計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等）との連絡調整 ⑤その他の障害のある人が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

## 第5期における実績

### 【共同生活援助（グループホーム）の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	31	44	141.9%	32	46	143.8%	34	49	144.1%
知的障害者	人分	226	234	103.5%	251	242	96.4%	275	240	87.3%
精神障害者	人分	39	51	130.8%	40	56	140.0%	41	63	153.7%
合計	人分	296	329	111.1%	323	344	106.5%	350	352	100.6%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

### 【施設入所支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	87	85	97.7%	88	81	92.0%	88	77	87.5%
知的障害者	人分	144	145	100.7%	143	147	102.8%	142	144	101.4%
精神障害者	人分	1	2	200.0%	1	4	400.0%	1	5	500.0%
合計	人分	232	232	100.0%	232	232	100.0%	231	226	97.8%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

### 【自立生活援助の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
知的障害者	人分	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
精神障害者	人分	5	1	20.0%	5	3	60.0%	5	2	40.0%
合計	人分	11	1	9.1%	11	3	27.3%	11	2	18.2%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)



## 第6期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
<b>居住系サービス</b> 共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月平均利用者数【人分】</li> <li>・ 共同生活援助の月平均実利用者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> <li>・ 施設入所支援の月平均実利用者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設から地域へ移行する人などを控除しています。</li> <li>・ 自立生活援助の月平均実利用者数の見込は、平成30年度(2018年度)及び令和元年度(2019年度)の実績をもとに算出しています。</li> <li>・ 3事業とも、令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>

## 第6期における月あたりの見込

サービス名	種別	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
		実利用者数(人分)	実利用者数(人分)	実利用者数(人分)
共同生活援助 (グループホーム)	身体	53	56	58
	知的	263	273	282
	精神	73	80	87
	合計	389	409	427
施設入所支援	身体	74	71	68
	知的	150	149	148
	精神	6	6	5
	合計	230	226	221
自立生活援助	身体	0	0	0
	知的	0	0	0
	精神	3	3	3
	合計	3	3	3

## 見込量確保方策の考え方

- ・ 地域移行を進めるとともに、現在地域で暮らしている常時支援を要する障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「障害者グループホーム整備方針」をもとに、市内のグループホームの整備を積極的に進めます。
- ・ 豊中市障害者グループホーム事業者連絡会での活動を通じて、連携、支援力の強化を図ります。

## ⑤ 相談支援

### 🌸 サービスの内容 🌸

サービス名	主な対象者	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障害のある人	サービス利用支援は障害のある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、児童福祉施設等に入所している障害のある人 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害のある人	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人	対象となる障害のある人と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

## 第5期における実績

### 【計画相談支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	73	76	104.1%	76	75	98.7%	79	79	100.0%
知的障害者	人分	144	156	108.3%	157	184	117.2%	169	193	114.2%
精神障害者	人分	143	158	110.5%	159	151	95.0%	178	149	83.7%
障害児	人分	7	4	57.1%	8	3	37.5%	9	3	33.3%
合計	人分	367	394	107.4%	400	413	103.3%	435	424	97.5%

※障害児の数値には、障害児相談支援の件数は含まず。

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

### 【地域移行支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
知的障害者	人分	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
精神障害者	人分	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
合計	人分	4	2	50.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

### 【地域定着支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
知的障害者	人分	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
精神障害者	人分	3	2	66.7%	3	0	0.0%	3	1	33.3%
合計	人分	7	4	57.1%	7	0	0.0%	7	1	14.3%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

## 第6期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
<b>相談支援</b> 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月平均利用者数【人分】</li> <li>・ 計画相談支援については、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> <li>・ 地域移行支援と地域定着支援については、入所施設等から地域へ移行する人の数をふまえて設定しています。</li> <li>・ 令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>

## 第6期における月あたりの見込

サービス名	種別	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
		実利用者数(人分)	実利用者数(人分)	実利用者数(人分)
計画相談支援	身体	80	82	84
	知的	200	210	219
	精神	154	157	160
	障害児	4	4	5
	合計	438	453	468
地域移行支援	身体	0	0	0
	知的	0	0	0
	精神	2	2	2
	合計	2	2	2
地域定着支援	身体	0	0	0
	知的	0	0	0
	精神	2	2	2
	合計	2	2	2

## 見込量確保方策の考え方

- ・ 相談支援事業連絡会での活動等を通じてネットワークの構築、相談支援専門員等のスキルアップを図ります。
- ・ 精神科病院長期入院者や施設入所者について、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を活用した地域への移行及び定着を促進するため、制度の周知を行います。

## (2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、自立支援給付による各種の障害福祉サービスや支援事業とともに、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に応じて、市町村等が必要と思われる事業を選び、実施することができます。障害者総合支援法では、必須事業及び任意事業（市町村の判断により障害のある人の地域における自立した生活や社会参加の支援に向けた事業）の実施が認められています。

本市においては、市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

- ① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業
- ② 相談支援事業
- ③ 成年後見制度利用支援事業
- ④ 成年後見制度法人後見支援事業
- ⑤ 手話奉仕員養成研修事業、意思疎通支援事業、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業
- ⑥ 日常生活用具給付等事業
- ⑦ 移動支援事業
- ⑧ 地域活動支援センター事業
- ⑨ 障害児等療育支援事業
- ⑩ 広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）
- ⑪ その他の事業

## ① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

### 🍀 事業の内容 🍀

理解促進研修・啓発事業は、障害のある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害や障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

障害別の接し方を解説したパンフレットや障害のある人に関するマークの紹介等、普及・啓発を目的とした広報活動に努めていきます。

自発的活動支援事業は、障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障害のある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

### 🍀 第5期における実績 🍀

事業名等	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	実施有	実施有	実施有
自発的活動支援事業	実施有	実施有	実施有

### 🍀 第6期における見込 🍀

事業名等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業	実施有	実施有	実施有
自発的活動支援事業	実施有	実施有	実施有



## 🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・ 障害者週間等において市広報誌等多様な広報・情報媒体を活用するとともに、豊中市障害者啓発活動委員会と共同で当事者の思いを伝える講演会やイベントを開催することにより、障害のある人に関する情報提供と理解促進に努めます。
- ・ 出前講座等を活用し、障害者差別解消法について民間事業所等で説明を行い、障害のある人の権利とその擁護のための仕組みに対する理解を深めるよう努めます。
- ・ 援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及に努めます。
- ・ 障害福祉センターひまわりにおいて、周辺の学校や地域のボランティアと連携しながら、情報共有、啓発に努めます。
- ・ 障害福祉センターひまわりにおいて、要約筆記講習会を実施し、要約筆記の体験を通じて、要約筆記の必要性や利用する難聴者や中途失聴者への理解を深めます。
- ・ 障害福祉センターひまわりにおいて、障害者団体への社会参加・活動支援のための障害者福祉バス運行などを引き続き行います。

## ② 相談支援事業

### 🌸 事業の内容 🌸

障害のある人の福祉に関する相談に応じて、必要な情報の提供や助言、各種障害福祉サービスの利用や権利擁護のための援助、関係機関との連絡調整などを行います。

#### 《障害者相談支援事業・基幹相談支援センターなど》

障害者基幹相談支援センター並びに委託相談支援事業所の連携とバックアップ体制のもと、新規指定相談支援事業所開設の推進を図り、障害のある人や家族・関係者に対して身近な地域での総合的な相談支援サービスの提供の充実を図ります。

#### 《住宅入居等支援事業》

賃貸契約による一般住宅への入居にあたり、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対して、住宅情報の提供や入居できる住宅とのマッチング等の支援を行い、地域生活を支援します。

### 🌸 第5期における実績 🌸

事業名等		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
障害者相談支援事業	箇所	9	9	100.0%	9	9	100.0%	9	8	88.9%
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	無	無	—	無	無	—	有	無	—

## 第6期における見込

事業名等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基幹相談支援センター	実施有	実施有	実施有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施有	実施有	実施有
障害者相談支援事業	8箇所	8箇所	8箇所
住宅入居等支援事業(居 住サポート事業)	実施無	実施無	実施無

## 見込量確保方策の考え方

- ・豊中市障害者基幹相談支援センター、市委託相談支援事業所を中心に、障害のある人の相談支援を引き続き行います。
- ・専門的な相談を受けられることへのニーズが高まっていることから、市域の相談支援事業所への学識経験者のスーパーヴァイズや法律相談等、障害者基幹相談支援センターによるバックアップ機能の強化を行います。
- ・「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」としては未実施ですが、豊中市居住支援協議会と連携し、引き続き住宅確保に配慮が必要な障害のある人のための支援を行います。

### ③ 成年後見制度利用支援事業

#### 🌸 事業の内容 🌸

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障害または精神障害のある人が成年後見制度を利用できるよう、次の支援を行います。

- ・ 成年後見制度の利用開始を家庭裁判所に申し立てる親族がない場合に、市長による申立てを行います。
- ・ 成年後見制度の利用開始の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の支払いが難しい人に対して、その費用の一部を補助します。

#### 🌸 第5期における実績 🌸

事業名等		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度 利用支援事業	人分	2	0	0.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%

※令和2年度(2020年度)は見込

※当該年度の市長申立て件数及び報酬助成件数を合算

#### 🌸 第6期における見込の算出 🌸

サービスの種類	サービス量の算出方法
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間利用者数【人分】</li> <li>・ 年間利用者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、支援制度拡大に伴い新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> </ul>

#### 🌸 第6期における見込 🌸

事業名等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度利用支援事業	6人	8人	10人

## 見込量確保方策の考え方

- ・ 成年後見制度の理解と活用を進めるための普及啓発や市民後見人の養成等を行うとともに、成年後見サポートセンターや、認知症高齢者等の成年後見利用支援所管課などとの連携を図りながら、障害のある人の権利擁護の充実に努めます。
- ・ 成年後見制度利用支援事業の対象者を拡大し、利用促進を図ります。

#### ④ 成年後見制度法人後見支援事業

##### 🍀 事業の内容 🍀

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人等の権利擁護を図るものです。

##### 🍀 第5期における実績 🍀

事業名等		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—

##### 🍀 第6期における年間見込 🍀

事業名等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

##### 🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・ 地域生活支援事業としては実施していませんが、障害のある人及び高齢者の福祉の観点から、成年後見サポートセンターで行う法人後見事業に要する経費に対し、補助を行っています。

## ⑤ 手話奉仕員養成研修事業、意思疎通支援事業、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業

### 事業の内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者の派遣や養成、専門性の高い意思疎通支援の盲ろう者通訳・介助員向け養成・派遣などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

### 第5期における実績

事業名等			平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣事業(*1)	件/年	401	504	125.7%	417	430	103.1%	434	414	95.4%
		時間/年	718	772	107.5%	788	669	84.9%	858	550	64.1%
	要約筆記者派遣事業(*2)	件/年	42	15	35.7%	42	20	47.6%	42	6	14.3%
		時間/年	118	29	24.6%	118	57	48.3%	118	16	13.6%
	手話通訳者設置事業	人分	1	2	200.0%	1	2	200.0%	1	2	200.0%
手話奉仕員養成研修事業		人分	33	28	84.8%	33	44	133.3%	33	26	78.8%
専門性の 高い意思 疎通支援 を行う者 の養成研 修事業*	手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	16	13	81.3%	16	4	25.0%	16	-	-
		実養成講習修了者数	80	120	150.0%	80	119	148.8%	80	-	-
	要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	5	13	260.0%	5	6	120.0%	5	-	-
		実養成講習修了者数	20	29	145.0%	20	19	95.0%	20	-	-
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数、実養成講習修了者数	30	34	113.3%	30	36	120.0%	30	-	-
専門性の 高い意思 疎通支援 を行う者 の派遣事 業	手話通訳者派遣事業	年間実利用数	(*1) にこれらの数値も含めて記載								
	要約筆記者派遣事業	年間実利用数	(*2) にこれらの数値も含めて記載								
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業*	年間実利用数	118	121	102.5%	118	120	101.7%	118	-	-

※大阪府全体での数値のため本市の見込値及び実績値は内数。

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月利用実績の月平均×12か月)

## 第6期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
<b>意思疎通支援事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者派遣事業</li> <li>・要約筆記者派遣事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用件数【件】</li> <li>・年間利用時間数【時間】</li> <li>・年間利用件数及び年間利用時間数の見込は、平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> <li>・令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>
<b>意思疎通支援事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者設置事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間設置者数【人分】</li> </ul>
<b>手話奉仕員養成研修事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間養成講習修了者数【人分】</li> <li>・年間養成講習修了者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、「豊中市手話言語アクションプラン」の目標値を達成するため補正を行っています。</li> <li>・令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>
<b>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業</li> <li>・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業</li> <li>・失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府内の指定都市及び中核市で共同実施しているため、見込量については大阪府から提供された数値をもとに算出します。</li> </ul>
<b>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者・要約筆記者派遣事業</li> <li>・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後利用が見込まれる件数及び時間数を加味して算出しています。</li> </ul>
<b>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府がこれまでの実績等を勘案して算出します。</li> </ul>



第6期における年間見込

事業名等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
意思疎通支援 事業	手話通訳者 派遣事業	件／年	430	430	430
		時間／年	669	669	669
	要約筆記者 派遣事業	件／年	20	20	20
		時間／年	57	57	57
	手話通訳者 設置事業	人分／年	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		実養成講習 修了者数	43	45	45
専門性の高い 意思疎通支援を う者の養成研修 業(※)	手話通訳者 養成研修 事業	登録試験 合格者数	20	20	20
		実養成講習 修了者数	15	15	15
	要約筆記者 養成研修 事業	登録試験 合格者数	5	5	5
		実養成講習 修了者数	10	10	10
	盲ろう者向 け通訳・介 助員養成 研修事業	登録者数	30	30	30
失語症者向 け意思疎通 支援者養成 研修事業	登録者数	10	10	10	
専門性の高い 意思疎通支援を う者の派遣事業	手話通訳者 派遣事業	件／年	2	2	2
		時間／年	5	5	5
	要約筆記者 派遣事業	件／年	2	2	2
		時間／年	5	5	5
	盲ろう者向 け通訳・介 助員派遣事 業(※)	件／年	250	275	300
		時間／年	1,000	1,100	1,200
	失語症者向 け意思疎通 支援者派遣 事業	件／年	2	2	2
		時間／年	5	5	5

※大阪府全体での数値のため本市の見込値は内数。

## 見込量確保方策の考え方

- ・手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施し、手話及び要約筆記に従事できる人材の確保に引き続き努めます。
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大阪府等と連携して実施します。
- ・「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、手話言語の理解及び普及に向けた取組みを行い、意思疎通支援事業を推進します。

## ⑥ 日常生活用具給付等事業

### 🌸 事業の内容 🌸

在宅で生活している重度の障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。

### 🌸 日常生活用具の内容と対象者 🌸

用具の種類	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

### 🌸 第5期における実績 🌸

事業名等		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護・訓練支援用具	件	20	26	130.0%	20	25	125.0%	20	22	110.0%
自立生活支援用具	件	104	83	79.8%	104	84	80.8%	104	58	55.8%
在宅療養等支援用具	件	85	51	60.0%	85	66	77.6%	85	98	115.3%
情報・意思疎通支援用具	件	109	87	79.8%	109	84	77.1%	109	50	45.9%
排泄管理支援用具	件	8,752	7,108	81.2%	8,752	9,003	102.9%	8,752	6,760	77.2%
居宅生活動作補助用具	件	4	6	150.0%	4	1	25.0%	4	2	50.0%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均×12か月)

## 第6期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間の種類ごとの給付等件数【件】</li> <li>・ 年間給付等件数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> <li>・ 令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>

## 第6期における年間見込

事業名等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	件	25	25	25
自立生活支援用具	件	85	85	85
在宅療養等支援用具	件	70	70	70
情報・意思疎通支援用具	件	87	87	87
排泄管理支援用具	件	9,400	9,400	9,400
居宅生活動作補助用具	件	4	4	4

## 見込量確保方策の考え方

- ・ 利用者のニーズや最新の日常生活用具の情報を把握し、本市で日常生活用具として種目追加したものについては市広報誌や市ホームページを通じて情報提供を行います。

## ⑦ 移動支援事業

### 🌸 事業の内容 🌸

屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出（通院は除く）や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

### 🌸 第5期における実績 🌸

【移動支援事業（利用者数）の年間見込量と実績】

対象者		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	234	220	94.0%	243	217	89.3%	252	175	69.4%
知的障害者	人分	538	549	102.0%	564	569	100.9%	590	455	77.1%
精神障害者	人分	196	220	112.2%	212	231	109.0%	229	219	95.6%
障害児	人分	107	97	90.7%	107	86	80.4%	107	61	57.0%
合計	人分	1,075	1,086	101.0%	1,126	1,103	98.0%	1,178	910	77.2%

※令和2年度(2020年度)は見込（令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均×12か月）

【移動支援事業（延利用時間）の年間見込量と実績】

対象者		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	時間分	46,584	43,043	92.4%	48,363	43,917	90.8%	50,142	36,400	72.6%
知的障害者	時間分	129,015	130,220	100.9%	134,274	133,808	99.7%	139,443	106,288	76.2%
精神障害者	時間分	37,802	36,713	97.1%	41,509	40,461	97.5%	45,509	38,845	85.4%
障害児	時間分	18,340	15,717	85.7%	18,340	15,743	85.8%	18,340	11,566	63.1%
合計	時間分	231,741	225,693	97.4%	242,486	233,929	96.5%	253,434	193,099	76.2%

※令和2年度(2020年度)は見込（令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均×12か月）

## 第6期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数【人分】</li> <li>・年間延べ利用時間数【時間分】  <math>= [年間利用者数の見込] \times [1人あたりの年間利用時間数]</math></li> <li>・年間利用者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> <li>・年間延べ利用時間数は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、1人あたり年間利用時間数を算出したうえで、総数の伸びも勘案し算出しています。</li> <li>・令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>

## 第6期における年間見込

対象者		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障害者	人分	219	220	221
知的障害者	人分	611	633	656
精神障害者	人分	255	268	281
障害児	人分	81	79	77
合計	人分	1,166	1,200	1,235
身体障害者	時間分	42,949	43,145	43,341
知的障害者	時間分	143,684	148,858	154,267
精神障害者	時間分	42,553	44,723	46,892
障害児	時間分	14,827	14,461	14,095
合計	時間分	244,013	251,187	258,595

## 見込量確保方策の考え方

- ・豊中市居宅介護・移動支援事業者連絡会等での勉強会や、民間の従事者養成研修の案内を積極的に行うことにより、従事者の数と質の向上に努めます。

## ⑧ 地域活動支援センター事業

### 事業の内容

地域で生活する障害のある人の日中活動の場として地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

### 第5期における実績

【地域活動支援センター事業の年間見込量と実績】

事業名等		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
地域活動支援 センター事業	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	人分	238	238	100.0%	266	364	136.8%	294	386	131.3%

### 第6期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施箇所数【箇所】</li> <li>・年間利用者数【人分】</li> <li>・年間利用者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の各年度末の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> <li>・令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>

### 第6期における年間見込

事業名等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援 センター事業	箇所	2	2	2
	人分	372	381	390

### 見込量確保方策の考え方

- ・地域活動支援センターを重層的支援体制の一つに位置づけ、「一人であっても安心してくつろげる居場所」としてさらなる周知を図ります。

## ⑨ 障害児等療育支援事業

### 事業の内容

在宅の発達に課題や障害のある子どもの地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等が受けられる療育機能の充実により、福祉の向上を図ります。

### 第5期における実績

事業名等		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

### 第6期における年間見込

事業名等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	1

### 見込量確保方策の考え方

- ・ 児童発達支援センターを中心に実施し、関係機関と連携しながら、事業の充実に努めていきます。
- ・ 専門職による相談や訪問による療育指導や保育所、学校、通所する民間事業所などへの後方支援を行う体制の整備を進めます。



## ⑩ 広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）

### 🍀 事業の内容 🍀

#### 《地域生活支援広域調整会議等事業》

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域において広域的な調整のもと連携できる体制を構築するものです。

### 🍀 第6期における年間見込 🍀

事業名等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域生活支援広域調整会議等事業	開催回数	—	—	—

### 🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・「広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）」としては未実施ですが、保健、医療、福祉関係者による協議の場での議論を通じて、啓発、必要な社会資源の開発、ピアサポートの活用等、具体的な課題を設定し、地域移行、地域定着を推進する取組みを行います。

## ⑪ その他の事業

### 🍀 事業の内容 🍀

#### 《入浴サービス事業》

在宅で生活している重度の身体障害のある人で、その住居の浴槽では家族やヘルパーの介助をもっても入浴が困難な人を対象に、入浴車で居宅を訪問し浴槽を居室に搬入して行う「訪問入浴サービス」や、訪問入浴サービスでの対応も難しい人を対象に特殊浴槽のある施設で行う「施設入浴サービス」を実施します。

なお、「施設入浴サービス」は地域生活支援事業に該当しませんが、施策管理上掲載します。

### 🍀 第5期における実績 🍀

【入浴サービス事業の年間見込量と実績】

事業名等		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
訪問入浴サービス	人分	1,465	1,238	84.5%	1,572	1,398	88.9%	1,679	1,204	71.7%
施設入浴サービス	人分	384	613	159.6%	795	598	75.2%	795	580	73.0%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均×12か月)

### 🍀 第6期における見込の算出 🍀

サービスの種類	サービス量の算出方法
<b>入浴サービス事業</b> ・訪問入浴サービス ・施設入浴サービス	<b>年間利用者数【人分】</b> ・年間利用者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。

## 第6期における年間見込

事業名等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴サービス	人分	1,497	1,549	1,603
施設入浴サービス	人分	600	600	600

## 見込量確保方策の考え方

- ・ 入浴サービスが必要な利用者の状況等を勘案しながら、十分なサービス提供を行うことができるよう努めます。

## 🍀 事業の内容 🍀

### 《日中一時支援事業》

障害のある中学生・高校生の放課後における活動の場、障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息等のために、市内の障害者福祉施設で、日中における見守りや社会に適應するための日常的な訓練など必要な支援を行います。

## 🍀 第5期における実績 🍀

### 【日中一時支援事業の年間見込量と実績】

事業名等		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
日中一時支援事業 (日帰り・タイムケア)	人分	3,122	2,997	96.0%	3,122	3,398	108.8%	3,122	3,198	102.4%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均×12か月)

## 🍀 第6期における見込の算出 🍀

サービスの種類	サービス量の算出方法
日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数【人分】</li> <li>・年間利用者数の見込は、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績をもとに、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの伸びを算出したうえで、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。</li> <li>・令和2年度(2020年度)実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み参考値としています。</li> </ul>

## 🍀 第6期における年間見込 🍀

事業名等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日中一時支援事業 (日帰り・タイムケア)	人分	3,398	3,398	3,398

## 🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・今後の利用希望者の動向をふまえ、十分なサービス提供を行うことができるよう努めます。

## 🍀 事業の内容 🍀

### 《社会参加事業》

障害のある人の社会参加を促進することを目的に、以下の事業等について実施します。

- 各種講座（文化講座、スポーツ・レクリエーション等の教室）の開催
- 点字・声の広報等の発行、各種奉仕員養成講座の実施

## 🍀 第5期における実績 🍀

### 【社会参加事業の年間見込量と実績】

事業名等		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
各種講座	人分	4,800	1,442	30.0%	5,014	3,453	68.9%	5,228	1,020	19.5%

※令和2年度(2020年度)は見込（令和2年(2020年)4月から9月の実績+10月以降の見込）

## 🍀 第6期における見込の算出 🍀

サービスの種類	サービス量の算出方法
各種講座	・年間講座受講見込者数【人分】

## 🍀 第6期における年間見込 🍀

事業名等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
各種講座	人分	3,453	3,453	3,453

## 🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・各種講座（文化講座、スポーツ・レクリエーション等の教室）について、アンケートを実施し、ニーズの把握を行います。また、それをもとに参加しやすい講習内容や実施時間の検討を行い、新規利用者の増加を図ります。

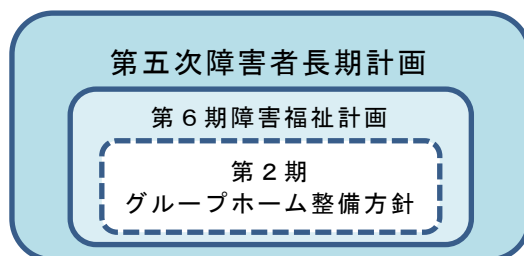
## ② 第2期豊中市障害者グループホーム整備方針

### (1) 方針の基本的な考え方

#### 1 位置づけ

『第6期豊中市障害福祉計画』における共同生活援助（以下「障害者グループホーム」「グループホーム」という。）の「見込量確保のための方策」として「豊中市障害者グループホーム整備方針」の見直しを行うものです。

なお、障害のある人の生活の場の確保、だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善については、『豊中市第五次障害者長期計画』（計画期間：平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度)）において定めています。



#### 2 実施期間

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)（3年間）

#### 3 趣旨

『第6期豊中市障害福祉計画』における見込量確保のため、市民アンケート調査結果や市内障害者グループホーム運営事業者への調査結果をふまえ、令和2年度(2020年度)までを実施期間としている「豊中市障害者グループホーム整備方針」を見直し、障害者グループホームの計画的な整備等に向けた具体的な方針を定めるものです。

## (2) 障害者グループホームとは

### 1 障害者総合支援法等における定義

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項において、次のように定義されています。

この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

また、類型として、「介護サービス包括型」、「外部サービス利用型」、「日中サービス支援型」の3つが設けられています。

### 2 障害者グループホームの種類

障害者グループホームの整備は、①既存の戸建て住宅の活用、②既存の共同住宅の活用、③新規建設、④土地所有者により新規建設された建物を賃借する方式（以下「建て貸し方式」という。）のいずれかで行われます。

「豊中市障害者グループホーム整備方針」においては、①・②により整備するものを「既存住宅活用型」、③・④により整備するものを「新規整備型」と表します。

整備方法	方針における表記
①既存の戸建て住宅の活用 ②既存の共同住宅の活用	既存住宅活用型
③新規建設 ④建て貸し方式	新規整備型

### (3) 「豊中市障害者グループホーム整備方針」期間中における実績

#### 1 「豊中市障害者グループホーム整備方針」における整備目標

平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)までの「豊中市障害者グループホーム整備方針」では、第4、5期豊中市障害福祉計画の期間中に必要な数の整備、既存住宅活用型と新規整備型の2タイプの障害者グループホームの整備を行うこととし、下表のとおり整備目標を設定しました。

#### ○整備目標(定員、指定ベース)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	計
既存住宅活用型	15人	15人	15人	15人	15人	15人	90人
新規整備型	0人	10人	10人	10人	10人	10人	50人
合計	15人	25人	25人	25人	25人	25人	140人

#### 2 「豊中市障害者グループホーム整備方針」における整備実績

令和3年(2021年)1月1日現在、基準点である平成26年度(2014年度)末と比較して定員が196人増となっており、整備目標を上回る実績となっています。内訳をみると、既存住宅活用型が定員145人増、新規整備型が定員51人増となっており、それぞれの整備目標についても達成しています。

これは、「豊中市障害者グループホーム整備方針」に基づき、本市の開設計画補助制度を充実させたことや国庫補助事業の活用にあたって障害者グループホームの新規整備を優先してきたこと、障害のある人の生活について啓発活動を継続してきたことなどにより市内での障害者グループホームの整備が促進されたものと考えられます。

#### ○住戸数・定員の推移(指定ベース)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
住戸数	68	72	67	72	77	88	103
定員	223	239	236	275	309	355	419
前年度からの定員増	—	16	-3	39	34	46	64
基準点からの定員増	—	16	13	52	86	132	196



### ○住戸数・定員の内訳（指定ベース・整備方法別）

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
既存	住戸数	68	72	67	68	71	82	97
	定員数	223	239	236	241	258	304	368
新規	住戸数	0	0	0	4	6	6	6
	定員数	0	0	0	34	51	51	51

### ○補助金の活用による整備の実績（指定ベース・定員数）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
既存（市補助）		20	7	10	12	22	11
新規	市補助	0	0	19	10	0	0
	国庫補助	0	0	6	6	0	0

※各年度3月1日現在の指定数。ただし、令和2年度(2020年度)のみ令和3年(2021年)1月1日現在。

※基準点からの比較のため、市指定の事業所でなくなったが運営は続いているグループホーム（計33住戸・定員90人）も実績数に含む。

※「新規」は新規建設型、「既存」は既存住宅活用型をさす。

## （4）障害者グループホームに関する現状と課題

### 1 市が指定する障害者グループホームの整備状況

- ・定員数は、329人分です。（令和3年(2021年)1月1日現在）
- ・定員充足率は85.7%ですが、空室の一部は入居に向けた体験利用中です。（令和2年(2020年)11月1日現在）
- ・近隣の中核市と比べると、本市が指定した障害者グループホームの定員数はやや少ないです。（令和2年(2020年)8月現在）
- ・介護サービス包括型のみで、外部サービス利用型、日中サービス支援型はありません。
- ・住戸数、定員数ともに8割以上が既存住宅活用型で、一住戸あたりの定員の平均は4.7人です。（令和3年(2021年)1月1日現在）

	住戸数（割合）	定員数（割合）
新規整備型	6（8.6%）	51（15.5%）
既存住宅活用型	64（91.4%）	278（84.5%）
合計	70	329

## 2 市が指定する障害者グループホームに対する基礎調査結果（抜粋）

（令和2年（2020年）8月実施）

本市が指定する障害者グループホームを運営する法人に対するアンケート調査の主な結果は以下のとおりです。この調査は、令和2年（2020年）7月31日現在の状況について、電子メールにて回答を依頼し、23法人中19法人から回答を得たものです。

- ・入居者を年代別にみると、40歳代が80人（39.0%）、50歳代が56人（27.3%）と多く、40歳以上の入居者は全体の76.1%となっています。障害支援区分別では、区分6が65人（31.7%）、区分5が57人（27.8%）、区分4が41人（20.0%）で、区分の高い入居者が多くなっています。
- ・スプリンクラーが整備されている住戸は50住戸中24住戸（48.0%）、改修等を行えば今の建物のままで運営を続けることが可能な住戸は50住戸中20住戸（40.0%）といずれも半数を下回っています。既存住宅活用型のグループホームでは、家主の承諾を得ることも含め、バリアフリー化のための改修を行うことが難しい状況にあります。
- ・物件の賃借・取得については、「不動産業者に物件の紹介を受けているが、条件が合致しない」、「近隣住民の反対または無理解」が課題との回答が多くありました。
- ・グループホームで働く職員は、世話人、生活支援員、夜間支援員ともに性別では「女性」、年代は「65歳未満」、勤務形態は「非常勤」が多くなっています。職員の確保、スキルアップが難しいこと、グループホーム事業の報酬単価が低いため非常勤職員を配置せざるを得ない、複数名の配置ができないなどの課題があげられました。
- ・重症心身障害者や強度行動障害の状態にある利用者への対応については、防音、バリアフリー対策などのハード面の整備、配置基準や報酬単価の見直しなど人員の配置についての課題が多くあげられました。

### 3 市が援護の実施者となっている障害者グループホーム利用者の状況

(令和2年(2020年)7月請求ベース)

本市を援護の実施者として、障害者グループホームを利用する人(352人)の状況は次のとおりです。

- ・主障害は、知的障害が68.2%、身体障害が13.9%、精神障害が17.9%です。
- ・身体障害の状況では、音声・言語機能障害、上肢機能障害、体幹機能障害のある人が多く、91.3%が療育手帳・精神障害者保健福祉手帳も所持しています。また、年齢があがるほど身体障害のある人が増えているという状況ではありませんでした。
- ・障害支援区分で見ると、区分4以上の割合が68.8%と多くなっています。
- ・本市が指定する障害者グループホームを利用している人が54.8%、本市以外が指定する障害者グループホームを利用している人が45.2%であり、本市が指定する障害者グループホームを利用している人のほうが多くなっています。

### 4 『第6期豊中市障害福祉計画』策定のための市民アンケート調査結果(抜粋)

(令和元年(2019年)8月実施)

- ・希望する将来の暮らし方としては、「自宅で家族などと一緒に暮らす」を選ぶ人が最も多くいますが、18歳以上でサービスを利用する知的障害のある人に限ってみると「グループホームなどで介助や支援を受けながら、他の障害のある人と一緒に暮らす」を選んだ人が多く、28.4%となっています。  
また、回答者(本人・本人以外)で見ると、サービス利用者のうち「グループホームなどで暮らす」が本人は4.6%であるのに対し、本人以外は29.5%と高く、本人の希望と家族や支援者との考えに大きなギャップが見られます。
- ・サービス利用者のうち、7.2%がグループホームを利用しており、現在の利用者も含め10.3%が今後グループホームの利用を希望しています。  
障害別にみると、知的障害、音声・言語・そしゃく機能障害のある人における利用希望が高くなっています。

- ・自由意見では、親なき後を考えてグループホームに入りたいという意見が多くある一方で、グループホームが少ない、重度の人が入居できるグループホームがない、費用がかかるなどの意見が寄せられました。

## (5) 障害者グループホームに対する法規制

### 1 建築基準法上の取扱い

建築基準法の運用において、障害者及び高齢者のグループホームは全国的に「寄宿舍」と取り扱われています。「寄宿舍」は、建物の廊下幅・階段幅や防火間仕切りについて一般の住宅を超えた基準が適用されるため、この取扱いをそのまま既存住宅活用型の障害者グループホームに適用すると、高齢者グループホームより小規模で火気などの使用も一般住宅と同じものであるにもかかわらず、開設時に建て替えに近い改修が必要となってしまいます。

そこで、大阪府及び府内市町村の建築指導部局と障害福祉部局が協議を行った結果、障害者グループホームに限り、一定の規模以下で一定の安全性が確保された既存住宅を活用したものについては、住宅として建築基準法上の防火避難規定を適用することになりました。この取扱いは、共同住宅においては平成26年(2014年)12月25日から、戸建住宅においては、平成27年(2015年)5月1日から実施しています。

### 2 消防法上の取扱い（スプリンクラー整備義務）

平成27年(2015年)4月1日に施行された消防法施行令の改正により、障害支援区分4以上の障害者が概ね8割を超えて入居する障害者グループホームは、その延床面積に関わりなく、スプリンクラーを整備することが義務づけられました。

## (6) 障害者総合支援法上の取扱いに関する国の動き

平成30年度(2018年度)障害福祉サービス等報酬改定において、重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型として「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。これは、住まいの場であるグループホームの特性(生活単位であるユニットの定員等)は従来通り維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めるもので、地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設が必置となっています。

また、厚生労働省開催の第14回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(令和2年(2020年)9月11日付)の資料を抜粋すると、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた論点として以下の2つがあげられています。

### <論点1>障害者の重度化・高齢化への対応

#### 論点

- ・グループホームにおける重度化・高齢化への対応を図る観点から、重度障害者に対する加算や、日中サービス支援型グループホームの報酬・個人単位の居宅介護等の取扱い等についてどう考えるか。

#### 検討の方向性

##### (重度障害者に対する加算)

- ・グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、重度障害者支援加算の対象を広げてはどうか。具体的には、現行制度上、重度障害者支援加算は重度障害者包括支援の対象者(障害支援区分6であって、意思疎通に著しい困難を有する者のうち一定の要件を満たす者)に限定しているが、施設入所支援の重度障害者加算(Ⅱ)や短期入所の医療的ケア対応支援加算と同様に、障害支援区分4以上の強度行動障害者や医療的ケアが必要な者に対象を広げてはどうか。

##### (日中サービス支援型グループホームの報酬等)

- ・日中サービス支援型について、創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用観点から、重度障害者の受入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直してはどうか。

また、制度を持続可能とする観点から、介護サービス包括型や外部サービス利用型も含め、経営状況を踏まえた報酬の見直しを検討する必要があるが、検討に当たっては重度障害者の報酬に配慮しつつ、メリハリのある報酬への見直しを検討してはどうか。

#### (個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い)

- ・ 重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、引き続き継続することとしてはどうか。

### <論点2> 夜間支援等体制加算の見直し

#### 論点

- ・ 夜間支援体制の充実等の観点から、夜間支援等体制加算（I）を見直してはどうか。

#### 検討の方向性

- ・ 夜間支援等体制加算（I）について、夜間における利用者への必要な支援の状況を踏まえて加算額を設定するなど、必要な見直しを検討してはどうか。
- ・ また、共同生活住居ごとの夜勤職員の配置に加えて、事業所単位で夜勤職員又は宿直職員を追加で配置し、共同生活住居を巡回等により対応する場合には更に加算してはどうか。
- ・ なお、現在グループホームの夜間支援体制に係る報酬改定検討調査を実施しているところであり、その結果を踏まえて検討する。

## (7) 整備目標

- 『第6期豊中市障害福祉計画』の期間中に必要な数を整備します。
- 新規整備型、スプリンクラー設備のある既存住宅活用型など重度障害のある人が入居できる障害者グループホームを中心に整備します。

### ○整備目標（定員、指定ベース）

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
既存住宅活用型	15人	15人	15人	45人
新規整備型	10人	10人	10人	30人
合計	25人	25人	25人	75人

### 【再掲】『第6期豊中市障害福祉計画』における必要見込量（月平均実利用者）

（単位：人分）

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体	53	56	58
知的	263	273	282
精神	73	80	87
合計	389	409	427

## (8) 整備目標の達成に向けた課題

### 1 整備に関する課題

- ・重度の障害や強度行動障害など様々な障害に対応できるグループホームの整備が望まれます。
- ・市指定の障害者グループホームは既存住宅活用型が多く、老朽化や入居者の障害の重度化・高齢化に伴い、事業を継続できなくなる可能性のある住戸があります。
- ・市内の障害者グループホームの定員増を進めるにあたり、不動産業者から紹介を受ける物件が条件に合わないこと、近隣住民の理解等が課題となっており、その解決には不動産所有者や市民の障害への理解促進が重要です。

### 2 障害者グループホームの運営における課題

- ・重度の障害や強度行動障害など様々な障害のある入居者に対応できるよう、グループホームで働く職員の確保、支援スキルの向上が望まれます。

## (9) 本市における整備促進策

### 1 豊中市障害者グループホーム開設事業費補助制度

令和2年度(2020年度)における市独自の障害者グループホーム開設事業費補助制度は「既存建物活用による共同生活援助開設事業費補助」、「建て貸し方式による共同生活援助開設事業費補助」の2種類あり、その概要は下表のとおりです。

「第2期豊中市障害者グループホーム整備方針」期間中には、重度障害のある入居者の受入れが可能なグループホームの整備を促進するため、開設時にスプリンクラー等を設置するグループホームへの補助を重点的に行います。

	既存建物活用	建て貸し方式
対象事業者	障害者グループホームに係る障害福祉サービス事業者の指定を受け、または指定を受ける見込みのある法人	障害者グループホームに係る障害福祉サービス事業者の指定を受け、または指定を受ける見込みのある法人で、障害者グループホーム事業を3年以上実施している法人
対象となるグループホーム	本市の区域内において運営され、本市から援護の実施を受けるもの	かつ、入居者の5分の4以上が
対象経費	改修工事費 設備費 賃貸借補償費 備品購入費	設備費 賃貸借補償費 建設協力金 備品購入費
補助額	補助基準額と実支出額を比較して低い方の額。 補助基準額は2名定員で100万円、1名増ごとに50万円増、350万円(7名分)を上限とする。	補助基準額と実支出額を比較して低い方の額。 補助基準額は100万円に入居者数を乗じた数。

### 2 既存住宅活用に向けた取組み

- ・障害福祉サービス事業者が既存民間住宅を利活用できるよう、「豊中市総合的な空き家対策方針」に基づく事業と連携していきます。
- ※府営住宅等の障害者グループホームへの活用に向けては、障害者グループホーム事業者への情報提供や大阪府等への要望を引き続き行います。



### 3 新規整備型の定員増に向けて

- ・令和4年度(2022年度)及び令和5年度(2023年度)における国の社会福祉施設等施設整備費補助事業(国庫補助事業)の活用にあたっては、障害者グループホームの新規整備を優先し、毎年最大10人規模の障害者グループホームの整備事業者を募集します。  
※負担割合は、国庫補助額を上限に国が1/2、中核市が1/4、整備法人が1/4です。
- ・障害者の地域移行を進めるためにはグループホームの整備が急務であることから、整備に係る国予算を十分に確保すること、特に重度障害者の地域移行には、重度障害者対応型のグループホームの整備(例 生活スペース、入浴設備、災害時対応等)が必要であるため、補助対象や補助額を拡大することを、引き続き国に要望します。

### 4 障害者グループホームに係る法規制等への対応

#### 建築基準法上の取扱い

- ・建築基準法上の取扱いに関して、全国的に統一された柔軟な対応となるよう、国に要望していきます。

#### 消防法施行令への対応

- ・既存の障害者グループホームにおいて、重度障害のある人の受入れに備えて新たにスプリンクラーを設置する際、国の社会福祉施設等施設整備費補助事業を活用するとともに、国・大阪府の適切な財源措置を引き続き要望していきます。

### 5 啓発

- ・障害者グループホームでの生活について、地域の人々の理解と交流を進めるため、平成29年度(2017年度)に豊中市障害者啓発活動委員会とともに作成したDVDを活用した啓発を引き続き行います。また、豊中市障害者啓発活動委員会、豊中市障害者グループホーム事業者連絡会とともに、啓発の新たな手法を検討、実施します。
- ・不動産所有者や不動産業者の理解を進めるための取組みを実施します。

## 6 高齢化・重度化への対応と事業者の運営基盤の強化

### 豊中市障害者グループホーム事業者連絡会等との連携

- ・豊中市障害者グループホーム事業者連絡会での取組み等を通じて、運営ノウハウの交換等の研究を進め、人材の確保・育成が進む環境を整備します。
- ・日中グループホームで過ごす人への支援体制や夜間支援体制の強化に向けて、日中サービス支援型の可能性の検討等、既存の仕組みの有効な活用等様々な手法を研究します。

### 国・大阪府への要望

国や大阪府に必要な環境整備を働きかけるため、現場の状況を積極的に伝えとともに、以下の点について引き続き要望を行います。

- ・建築基準法上の取扱いについて、一定の条件を満たすグループホームについては、「寄宿舍」ではなく「一戸建ての住宅」または「共同住宅」に該当する等柔軟な対応を図ること。
- ・スプリンクラー等設備の設置促進について、新たな基金事業を創設するなど適切な財源措置を講じること。
- ・重度障害者の地域移行を推進するため、入浴設備等生活に必要なバリアフリー設備を備えたグループホームの整備について十分な財源措置を講じること。
- ・夜間や土日祝日の昼間時間帯の支援に十分な職員配置が可能となるよう、制度改正や財源措置を講じること。
- ・人材確保のため、広く介護職等についての関心を高める働きかけを行うとともに、職場定着に向けた職場改善の方策等について、課題共有・研修の機会を提供すること。処遇改善についても継続的に行うこと。





# 障害児福祉サービスの見込量と確保方策

## ① 障害児通所支援等の見込量

障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）または難病等のある児童をいいます。

児童発達支援、医療型児童発達支援は就学前の支援を必要とする子どもに対する療育や訓練の提供を、放課後等デイサービスは就学後の支援を必要とする子どもに、療育や訓練の提供、居場所づくりを行います。

居宅訪問型児童発達支援は重度の障害等の状態にある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して発達支援の提供を行います。

保育所等訪問支援は保育所等に専門職等を派遣し、支援を必要とする子どもやその保護者、施設職員等に助言等の支援を行います。

障害児通所支援を利用するうえで必要となる障害児支援利用計画は、障害児相談支援事業者がその作成を行います。

また、障害児入所支援については、18歳未満の障害児については大阪府の子ども家庭センターにより実施され、18歳以上の利用者については障害者総合支援法でのサービス提供となります。

現在、障害児支援については、児童福祉法を基本としてサービスの提供を行っていますが、児童発達支援センターを中心としたライフステージに応じた切れ目のない支援の一層の充実に向け、関係機関との連携を強化し、必要な基盤整備を推進していきます。

## (1) 障害児支援サービス

### 第2期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
<b>児童発達支援</b> <b>医療型児童発達支援</b> <b>放課後等デイサービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実利用見込者数【人分】</li> <li>・月平均あたりの利用日数総数【人日分】＝「月間の利用人員」×「1人あたりの月平均利用日数」</li> <li>・児童発達支援と放課後等デイサービスについては、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績値をもとに利用者数の伸びを算出するとともに、同期間の1人あたり利用日数を乗じて見込量を算出しています。</li> <li>・医療型児童発達支援については、令和2年度(2020年度)の利用者数、1人あたり利用日数がそのまま続くものとして算出しています。</li> </ul>
<b>居宅訪問型児童発達支援</b> <b>保育所等訪問支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実利用見込者数【人分】</li> <li>・月平均あたりの訪問回数【回】＝「月間の利用人員」×「1人あたりの月平均訪問回数」</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援については、実績のあった令和2年度(2020年度)の利用者数と1人あたり訪問日数をもとに、新たに利用が見込まれる人の数などを加味して算出しています。</li> <li>・保育所等訪問支援については、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績値をもとに利用者数の伸びを算出するとともに、事業所の増加により新たに利用が見込まれる人の数などを加味して実利用者数を算出しています。これに同期間の1人あたり訪問回数の最大値を乗じて見込量を算出しています。</li> </ul>
<b>障害児相談支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実利用見込者数【人分】</li> <li>・令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)にかけての利用実績をもとに、事業所の増加により新たに利用が見込まれる人の数などを加味して実利用者数を算出しています。</li> </ul>

## ① 児童発達支援

### 🍀 サービスの内容 🍀

サービス名	主な対象者	実施内容
児童発達支援	就学前の障害児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。

### 🍀 第1期における実績 🍀

【児童発達支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
実利用者数	人分	—	433	—	—	502	—	—	563	—
利用件数	人分	448	539	120.3%	497	657	132.2%	546	678	124.2%
利用日数総数	人日分	2,571	2,778	108.1%	2,813	3,429	121.9%	3,048	3,697	121.3%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均に下半期の利用見込を反映)

### 🍀 第2期における月あたりの見込 🍀

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用見込者数	人分	646	719	791
利用日数総数	人日分	4,296	4,781	5,260

### 🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・ 児童発達支援センターが開設後、保健センターとの連携が強化され早期の「気づき」から適切な支援への促しが進みました。また、こども園等に就園後においても、支援者や保護者が発達の課題に気づき、相談や児童発達支援のサービス利用につながるケースが増加しています。
- ・ 児童発達支援センターでは、保護者の「子どもを理解し支える力」を向上させる取組みとして、親子通所に力点を置いた取組みを行うとともに、個別療育や単独通所においては、民間活力導入により特色ある療育事業を展開しています。

- ・ 幼児期は特に親子の関わりが重要であることをふまえ、親子通所等の機会を提供するよう働きかけます。
- ・ 就園後の児童においては、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、利用方法や利用回数の調整が必要です。
- ・ 気づきから適切な支援につながるように、市におけるサービス提供の考えを示すとともに、子どもの育ちや障害特性、保護者ニーズに応じた適切なサービス量を確保できる体制の整備に努めます。

## ② 医療型児童発達支援

### 🍀 サービスの内容 🍀

サービス名	主な対象者	実施内容
医療型児童発達支援	就学前の肢体不自由の障害児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

### 🍀 第1期における実績 🍀

【医療型児童発達支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
実利用者数	人分	—	14	—	—	6	—	—	5	—
利用件数	人分	23	15	65.2%	5	6	120.0%	5	5	100.0%
利用日数総数	人日分	247	164	66.4%	67	59	88.1%	78	43	55.1%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

### 🍀 第2期における月あたりの見込 🍀

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用見込者数	人分	5	5	5
利用日数総数	人日分	43	43	43

### 🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・令和元年度(2019年度)より、児童発達支援センターでは福祉型による事業提供を行っているため、医療型の利用量が減少しています。
- ・令和元年度(2019年度)から医療型児童発達支援の利用は市外事業所が中心となっており、市内での利用は福祉型の児童発達支援センターや重症心身障害児を対象としている民間事業所により事業を実施します。



### ③ 放課後等デイサービス

#### 🌸 サービスの内容 🌸

サービス名	主な対象者	実施内容
放課後等デイサービス	就学している障害児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。

#### 🌸 第1期における実績 🌸

【放課後等デイサービスの月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
実利用者数	人分	—	610	—	—	746	—	—	793	—
利用件数	人分	1,028	1,043	101.5%	1,188	1,247	105.0%	1,348	1,302	96.6%
利用日数総数	人日分	7,880	7,068	89.7%	9,316	8,293	89.0%	10,809	8,718	80.7%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

#### 🌸 第2期における月あたりの見込 🌸

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用見込者数	人分	972	1,086	1,199
利用日数総数	人日分	11,165	12,474	13,772

#### 🌸 見込量確保方策の考え方 🌸

- ・市内における事業所数が増加しており、市外事業所の利用も含めた利用量の増加が今後とも見込まれます。
- ・各事業所のサービスの質を確保するため、人材育成に係る取組みとして事業所を対象とした研修会を今後も開催します。また、事業所の安全管理体制等を確認、助言等を行うための巡回訪問を継続して行います。
- ・小学校高学年や中高生については、進学や就労等を見据えてライフスキルやソーシャルスキルの向上をめざし、関係機関との連携を促しながら重層的な支援を行うための体制づくりを進めます。
- ・保護者支援の充実や医療的ケア児等に対する支援体制の確保など、幅広い支援の実現をめざします。

#### ④ 居宅訪問型児童発達支援

##### 🍀 サービスの内容 🍀

サービス名	主な対象者	実施内容
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

##### 🍀 第1期における実績 🍀

【居宅訪問型児童発達支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
月平均あたりの訪問回数	回	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	10	500.0%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均に下半期の利用見込を反映)

##### 🍀 第2期における月あたりの見込 🍀

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用見込者数	人分	2	2	2
月平均あたりの訪問回数	回	12	12	12

##### 🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・対象となる児童の多くは、早期において訪問看護、訪問リハビリ等の医療的な支援が中心で、家庭での健康管理が安定するまでは、居宅訪問型児童発達支援の利用は少ないと考えられます。
- ・令和2年度(2020年度)から児童発達支援センターで開始した医療的ケア児訪問保育相談では、1例の利用児童があり、また市外事業所を含めた利用も想定されます。
- ・外出が著しく困難な重度障害児等の発達支援の機会の確保につながる事業であり、利用に係る周知と必要なサービス量の確保に努めます。

## ⑤ 保育所等訪問支援

### 🍀 サービスの内容 🍀

サービス名	主な対象者	実施内容
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が 集団生活を営む施設等 に通う障害児	保育所その他の児童が 集団生活を営む施設を 訪問し、その施設にお ける障害児以外の児童 との集団生活への適 応のための専門的な 支援その他の便宜の 供与を行います。

### 🍀 第1期における実績 🍀

#### 【保育所等訪問支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
月平均あたりの 訪問回数	回	3	8	266.7%	3	5	166.7%	3	13	433.3%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均に下半期の利用見込を反映)

### 🍀 第2期における月あたりの見込 🍀

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用見込者数	人分	20	26	31
月平均あたりの 訪問回数	回	28	39	49

### 🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・ 児童発達支援センターで実施している「在宅障害児等訪問支援事業」の施設職員への専門的助言により、子どもの所属施設における集団生活へ適応するための取組みが進んでいます。
- ・ こども園等における集団生活への適応やインクルージョンへのニーズに対応するため、令和2年度(2020年度)から市内の民間事業所が新たにサービスを開始しています。今後、必要なサービス量の確保に向けて、子どもの所属機関の理解を促進します。

## ⑥ 障害児相談支援

### 🍀 サービスの内容 🍀

サービス名	主な対象者	実施内容
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障害児	障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障害児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。 継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

### 🍀 第1期における実績 🍀

#### 【障害児相談支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
月平均あたりの 利用回数	人分	131	108	82.4%	155	86	55.5%	180	81	45.0%

※令和2年度(2020年度)は見込（令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

### 🍀 第2期における月あたりの見込 🍀

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
月平均あたりの 利用回数	人分	90	100	110

### 🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・子どもの障害特性や保護者ニーズが多様化する中、きめ細やかな通所支援事業所等の社会資源の情報を把握し、適切なサービス提供をしていくため、公民の障害児相談支援事業所が連携し、相談支援体制の質の向上に努めます。

## ② 主な子育て支援サービス

本計画は、豊中市子ども健やか育み条例第15条並びに子ども・子育て支援法第61条に基づいて策定された『第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画』との調和を保ちつつ、子育て・子育ての支援に関する施策と連携を図ります。また、障害の有無にかかわらず、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための支援体制の充実に努めます。

『第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画』において掲げた乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する定量的な見込みのうち、本計画期間内にあたる令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の利用量の見込みについて掲載します。

### 🌸 第2期における見込み 🌸

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
教育	幼稚園・認定こども園 (満3歳以上)	5,787人	5,469人	5,216人
保育	保育所・認定こども園等 (満3歳以上)	4,903人	5,053人	5,252人
	保育所・認定こども園等 (満3歳未満)	3,916人	3,982人	4,018人
時間外保育事業(延長保育事業)		297人	307人	317人
放課後児童健全育成事業 (放課後こどもクラブ事業)		4,854人	4,946人	5,006人
一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育)		154,304人	146,070人	139,549人
一時預かり事業<一般型>等 (一時保育事業、ファミリー・サポート・センター 事業<就学前>、トワイライトステイ事業)		34,859人	34,483人	34,213人
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター等)		8,800人回	8,742人回	8,634人回
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		3,379人	3,334人	3,289人
養育支援訪問事業		236家庭	240家庭	244家庭
子ども・子育て支援等の利用ニーズ (参考)		1,623人	1,810人	1,995人

※子ども・子育て支援等の利用ニーズは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの実利用見込者数の合計



# 計画の推進に向けて

## ① 計画の推進体制と進行管理

### (1) 推進体制

本計画に関連する施策分野は障害福祉、子育て・子育て支援のみならず、保健・医療、教育、就労、生活支援など、非常に多岐にわたっています。庁内関係課による情報共有や意見交換に努めるなど、各分野間における連携・調整の強化に取り組み、「豊中市障害者施策推進連絡会議」を中心とした全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、本市では、支援を必要とする人を取り巻く環境が複雑化していることから、複合した支援ニーズに対する包括的な支援を行うため、多機関協働事業を中心とする重層的な支援体制の構築をめざしています。本計画の推進においても、庁内のみならず国や大阪府、障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及び障害福祉サービス等事業者、企業・事業者などの役割を明確にしながら、豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針に基づく取組みを積極的に進めることも含めて相互の連携強化に取り組み、地域社会全体での生活支援体制の確立を図ります。

様々な主体と連携した計画の推進に向けて、市民、各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等によって構成される「豊中市障害者施策推進協議会」、「豊中市障害者自立支援協議会」において計画の策定、進行管理及び評価を行うとともに、「こども審議会」においても意見を求め、計画の推進に関して必要な事項について検討を行います。

## (2) 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、「計画 (Plan)」、「実施 (Do)」、「点検・評価 (Check)」、「改善 (Act)」というPDCAサイクルの考え方にに基づき、毎年度進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

各事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を担当課にて整理し、その結果を「豊中市障害者施策推進協議会」、「豊中市障害者自立支援協議会」において点検・評価を行い、施策・事業の一層の推進や計画内容の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。



## ② 計画の推進に関連する事業

その他障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項について、『豊中市第五次障害者長期計画』に定めている内容も含め掲載します。

### (1) 障害者等に対する虐待の防止及び意思決定支援の促進

障害のある人への虐待防止や権利擁護のため、拠点である障害者虐待防止センターにおいて、365日24時間体制で相談・通報・届出の受付を行います。地域の関係機関等と協力体制を構築し、障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応やその後の適切な支援を行います。あわせて、虐待防止・成年後見制度の利用促進等権利擁護に関する研修を実施します。

死亡事案等の重篤事案はこれまでにありませんが、万一発生した場合には、発生要因の分析・対応経過の検証を行います。また、相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断を行います。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第35条に規定された虐待防止ネットワークを活用し、虐待の増減・発生要因の分析等を行い、特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組みの検証を実施します。

### (2) 障害者の文化芸術活動による社会参加の促進等

障害のある人が文化・スポーツなどあらゆる場面で自分らしく輝くことを目的に、活動の発表等の機会確保及び情報収集・発信の検討を含めた主体的な社会参加の仕組みを推進します。それに伴う障害福祉サービス事業所等の相談支援、人材育成や関係者のネットワークづくり等の検討も必要です。

また、すべての市民が読書を通じて文字・活字文化にふれることができるよう、市民、事業者、関係部局、関係機関と協働・連携し、対面朗読や点訳・音訳資料の提供・郵送・宅配等、障害のある人等の読書環境の整備を進めます。

令和元年(2019年)に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の推進に向け、音声読み上げ機能等に対応した資料・情報提供等、多様な情報アクセスの整備が必要です。



### **(3) 障害を理由とする差別解消の推進**

障害の有無にかかわらず、すべての人が尊重される社会をめざしていくため、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組みを進めます。障害者差別を解消するための相談や啓発等の取組みを効果的かつ円滑に行うため、「豊中市障害者差別解消支援地域協議会」において、事例の収集・共有を通じて関係者の対応力向上や啓発内容の調整を行います。

### **(4) 障害福祉サービス等事業所における利用者の安全確保に向けた取組み**

災害時における障害福祉サービス利用者に対する支援を円滑に実施するため、令和2年度(2020年度)に締結した協定に基づき、避難支援の仕組みづくりや災害時における利用者の安否確認情報等の共有等、豊中市障害福祉サービス事業者連絡会との連携強化に取り組めます。

### **(5) 専門従事者の育成・確保**

大阪府や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、障害福祉サービス等の提供に不可欠な各種資格者、専門従事者などの計画的養成と確保に努めます。また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催など、障害福祉の職場の魅力発信について検討するとともに、障害のある人に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

### **(6) ユニバーサルデザインの推進**

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいという意思が実現できる地域づくり・まちづくりを進めるため、住宅や公共施設、道路、公共交通機関、公園等の整備及びバリアフリー化等を行っていきます。

また、障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供していくために、市発信情報のバリアフリー化を推進していくとともに、だれもが利用しやすい市ホームページ等での情報提供を行っていきます。



# 資料編

## 1 策定体制

### (1) 豊中市障害者施策推進協議会

#### ① 豊中市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	牧里 每治	関西学院大学 名誉教授	会長
	須戸 裕治	豊中商工会議所 副会頭	
	浦 耕太郎	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会 副議長	
	澤 滋	豊中精神保健福祉協議会 理事	
	飯尾 雅彦	豊中市医師会 会長	
	星名 拓治	豊中市歯科医師会 副会長	
	六車 浩司	豊中市薬剤師会 常務理事	
	大谷 悟	大阪体育大学健康福祉学部健康福祉学科 元教授	
障害者・障害者の福祉に関する事業に従事する者	中村 和光	豊中市身体障害者福祉会	
	井上 吉彦	国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議 事務局員	
	岡田 淳	豊中精神障害者当事者会HOTTO 代表	
	三宮 啓司	障害児者を守る豊中連絡協議会	
	荒木 龍三	豊中市発達障害者の家族の会（一步の会）	
	湯川 英典	豊中難病患者連絡会 代表	
	星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会 会長	副会長
	長永 幸子	豊中市精神障害者家族会ゆたか会 会長	
	上田 哲郎	豊中市障害者自立支援協議会 会長	
市民	檜山 知佳子	公募委員	
	中田 泰博	公募委員	
行政	藤井 直哉	池田公共職業安定所 所長	

(令和3年(2021年)2月現在)

## ② 豊中市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、豊中市に障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員

3 前項第4号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 第2項第1号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、第2項第4号の委員を除き、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 協議会に特別の事項を調査審議させるため、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年4月1日条例第13号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定(「第30条第3項」を「第30条第4項」に、「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。)、第2条の改正規定及び次項の規定の施行期日は、市規則で定める。〔平成6年5月規則第20号により、平成6年6月1日から施行〕

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成14年4月1日条例第13号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月13日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第22号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する規定の施行の日から施行する。

### ③ 豊中市障害者施策推進協議会規則

第1条 この規則は、豊中市障害者施策推進協議会条例(昭和47年豊中市条例第36号)第5条の規定に基づき、豊中市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 協議会が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

第4条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、協議会又は部会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第5条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行なう。

#### 附 則(昭和51年5月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(昭和58年5月2日規則第19号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成3年5月1日規則第21号抄)

1 この規則は、平成3年5月7日から施行する。

#### 附 則(平成6年5月30日規則第21号)

1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

2 他の規則の一部改正〔略〕

#### 附 則(平成15年4月1日規則第11号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成19年3月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成24年2月15日規則第4号抄)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成24年9月28日規則第126号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

#### 附 則(平成27年3月25日規則第20号抄)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成31年3月22日規則第33号抄)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## (2) 豊中市障害者自立支援協議会

### ○ 豊中市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議として、障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、地域における相談支援事業をはじめとする障害者の地域生活支援システムの整備を図ることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 全体会議
- (2) 運営会議
- (3) 専門部会及びワーキング会議

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (2) 生涯を通じた一貫した支援のあり方に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (6) 障害福祉サービス事業者の育成とサービスの質の向上に関すること。
- (7) 障害福祉計画の策定及び進捗状況に関すること。
- (8) 課題別専門部会等の設置、運営に関すること。
- (9) その他、障害者の地域生活支援に関すること。

(全体会議)

第4条 全体会議は、前条各号に掲げる事項に係る課題や施策提案等について、運営会議及び各専門部会から報告、提案等を受け、その内容を検討及び協議を行い、その結果を豊中市障害者施策推進協議会（豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和47年豊中市条例第36号）により設置する協議会をいう。）に対して報告するとともに施策の提案を行う。

2 全体会議は、運営会議及び専門部会等に対して、必要な指示を行うことができる。

(全体会議の会長及び副会長)

第5条 全体会議には会長及び副会長を置き、会長は市が障害者相談支援事業を委託している基本相談支援を行う指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者から互選によって定め、副会長は会長が指名により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(全体会議の委員)

第6条 全体会議の委員は、別表1に定める障害者支援に見識のある者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会議の運営)

第8条 全体会議は、会長が招集する。

2 全体会議は、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議)

第10条 運営会議は、専門部会及び障害福祉サービス事業者連絡会等からの報告、提案等について整理及び協議を行い、全体会議等の運営について必要な調整等を行う。

2 運営会議は、別表2に定める委員をもって構成する。

3 運営会議は、前5条の規定を準用する。

(専門部会及びワーキング会議)

第11条 専門部会及びワーキング会議(以下、「専門部会等」という。)は、第3条に規定する事項について専門的に調査研究及び事業等を企画実施し、その結果を全体会議に対し報告及び提案を行う。

2 専門部会等の設置は、全体会議が承認し、その運営について必要な事項は運営会議にて定める。

3 専門部会等は、別表3に定める委員をもって構成する。

4 専門部会等には、部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 専門部会等は、第6条から第9条までの規定を準用する。

(秘密の保持)

第12条 第2条各号に定める協議会の関係者は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第13条 事務局は、自立支援協議会会長・副会長・基幹相談支援センター・行政で構成する。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月17日から施行する。

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年11月26日から実施する。

この要綱は、平成28年7月26日から実施する

この要綱は、平成31年4月1日から実施する

別表1 (豊中市障害者自立支援協議会構成委員名簿)の概要

基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、当事者及び家族、別表3に定める専門部会長、各種障害福祉サービス事業者連絡会代表、就労支援機関、地域福祉組織、行政職員(障害福祉課、高齢福祉、雇用・就労・保育・教育・療育・保健)

別表2（豊中市障害者自立支援協議会運営会議構成委員名簿）の概要

豊中市障害者自立支援協議会会長・副会長、別表3に定める専門部会長、各種福祉サービス事業者連絡会代表、基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

別表3（豊中市障害者自立支援協議会専門部会構成委員名簿）の概要

地域課題検討部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

地域包括ケアシステム推進部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

## ② 計画の策定経過

年	月 日	策 定 経 過
令和元年 (2019年)	6月25日	豊中市障害者施策推進協議会（令和元年度(2019年度)第1回） ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定について（諮問） ・次期計画策定のための市民意識調査について
	8月	計画策定のためのアンケート調査の実施 ・調査対象3,850件、有効回答数2,080件
	11月28日	豊中市こども審議会（令和元年度(2019年度)第3回） ・第2期障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査の中間報告について
	12月13日	豊中市障害者施策推進協議会（令和元年度(2019年度)第3回） ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査の中間報告について
令和2年 (2020年)	5月	豊中市障害者施策推進協議会（令和2年度(2020年度)第1回） 【中止のため資料送付】 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書について
	6月	障害者関係団体（10団体）へのヒアリング調査の実施
	8月	豊中市医療的ケア児等実態把握調査の実施 ・調査対象119件 有効回答数57件
	8月19日	豊中市障害者施策推進協議会（令和2年度(2020年度)第2回） ・『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』の骨子案について
	9月8日	豊中市こども審議会（令和2年度(2020年度)第2回） ・第2期障害児福祉計画（案）について（報告）
	11月6日	豊中市障害者自立支援協議会 全体会議（臨時） ・『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』（素案）について
	11月25日	豊中市障害者施策推進協議会（令和2年度(2020年度)第3回） ・『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』（素案）について
	12月23日	豊中市障害者施策推進協議会から計画（素案）の答申
令和3年 (2021年)	1月6日 ～26日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	2月初旬	パブリックコメントの実施結果・大阪府との事前協議を受けた最終調整
	2月	『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』策定



---

第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画

令和3年(2021年)2月

<編集・発行>

豊中市 福祉部 障害福祉課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話：06-6858-3354(直通)

ファックス：06-6858-1122

豊中市 こども未来部 こども相談課

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号

電話：06-6858-2285(直通)

ファックス：06-6846-6080

---